

678.222-M494k3



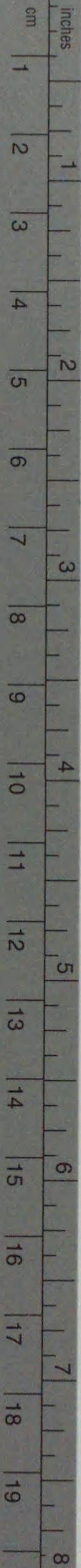
*00117548 *

産業調査資料第十一編別冊

冀東特殊貿易の實狀及北支向
特殊貿易品の最近大連に於ける狀況

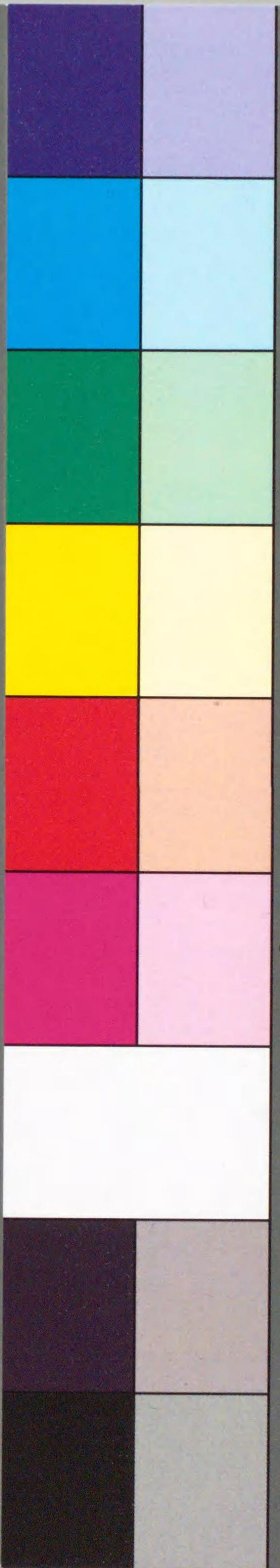


滿鐵産業部



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black




Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



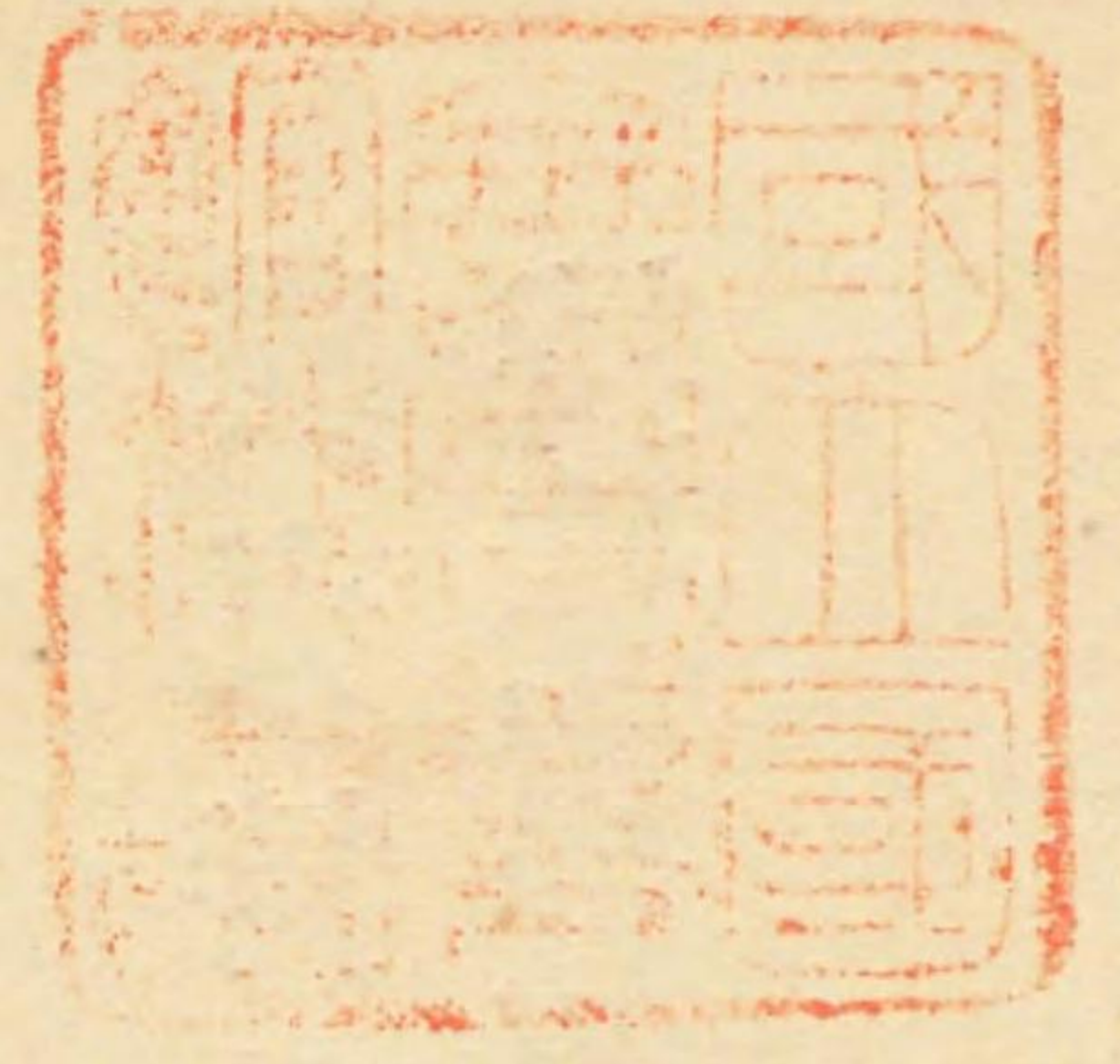
産業調査資料第十一編別冊

冀東特殊貿易の實狀及北支向
特殊貿易品の最近大連に於ける狀況

(關東州を中心とする對北支戎克貿易の
現狀附録其の一及二)

滿鐵産業部商工課

678.222
M494r3



その一 冀東特殊貿易の實狀

目次

凡例

第一章 冀東沿岸に於ける輸入狀況……………一

 第一節 冀東特殊貿易品目……………一

 第二節 冀東沿岸輸入品數量及價額……………三

 第一 冀東沿岸輸入品數量……………三

 甲、査驗所査驗統計を基礎とせる場合……………三

 乙、冀東特殊貿易業者及冀東特殊貿易金融業者等の推定を基礎とせる場合……………四

 丙、冀東特殊貿易品天津驛到着統計を基礎とせる場合……………五

 丁、關東州殘留統計を基礎とせる場合……………六

 第二 冀東沿岸輸入品價額……………七

 甲、天津相場を基礎とせる場合……………七

 乙、大連相場を基礎とせる場合……………七

 丙、査驗收費額を基礎とせる場合……………八

 第三 冀東沿岸輸入品推定數量價額の檢討……………九

目次

117548

第四 冀東沿岸外國品輸入狀況……………一四

第五 支那貿易額に及ぼしたる影響……………一五

第三節 冀東沿岸輸入品運輸狀況……………一九

第一 冀東沿岸輸入品仕出地及陸揚地……………一九

第二 冀東沿岸輸入品輸送方法……………二〇

第三 荷造並輸送費……………二一

第四 海上保險……………二二

第四節 冀東沿岸輸入品取扱者……………二三

第二章 冀東沿岸輸入品流動狀況……………二四

第一節 冀東地區よりの移出狀況……………二四

甲、冀東地區内に於ける消費……………二四

乙、冀東地區より天津への輸送狀況……………二四

第二節 冀東沿岸輸入品の天津に於ける取引事情……………二八

甲、天津に於ける取引事情……………二八

乙、商品別價格維持の難易……………二八

丙、冀東沿岸輸入品に對する金融……………二九

第三節 天津よりの移出額……………三〇

第四節 天津より移出の冀東沿岸輸入品輸送狀況……………三六

第一 輸送方法……………三六

第二 輸送費及諸入費……………三七

第三 河北、山東より河南方面への移出狀況……………四〇

第三章 冀東沿岸輸入品移動に對する國民政府の防遏措置、之が影響並現狀打開運動……………四一

第一節 冀東沿岸輸入品移動に對する國民政府の防遏措置……………四一

第二節 冀東沿岸輸入品取引の不振……………四二

第三節 冀東沿岸輸入品南流促進運動……………四五

第四章 冀東政府沿岸輸入貨物查驗制度……………四七

第一節 沿岸輸入貨物查驗機關組織……………四七

第二節 冀東沿岸輸入貨物查驗所の開設……………四七

第三節 冀東沿岸輸入貨物查驗方法及手續……………四九

第四節 查驗費率並之が徵收方法……………五一

第五節 冀東沿岸輸入貨物指定運送制度……………五二

第一 冀東政府指定運送店……………五二

第二 冀東沿岸輸入貨物運搬方法…………… 五四

その二 北支向特殊貿易品の最近大連に於ける状況

凡例

第一章 北支向特殊貿易品の大連輸入状況…………… 七一

第二章 北支向特殊貿易品の大連在庫高…………… 八六

第三章 北支向特殊貿易品の大連相場變動…………… 九一

その一 冀東特殊貿易の現状

凡例

一、本年三月冀東沿岸に於て冀東政府査驗所の開設徴税の開始を見同海岸よりの輸入は正當貿易化され又南京政府の干渉も之を却ることを得るに至りたる三、四及五月に於ける所謂冀東特殊貿易に就き其の忠實なる實狀の記述を試みたるものなり。

一、本稿は本年六月初現地へ赴きたる際の見聞に過ぎざるものにして六月月上旬に於ける情勢をも記録することに努めたり。

一、貨幣單位圓及元は便宜パーと看做せり。(昭和十一年六月)

第一章 冀東沿岸に於ける輸入状況

第一節 冀東特殊貿易品目

冀東沿岸より輸入せらるゝ主要品目は左の如し。

精糖、角砂糖、氷砂糖

人絹絲、人絹織物

その一 冀東特殊貿易の實狀

綿絲、綿織物、綿製品

毛絲、毛織物

金屬及金屬製品(ガルヴァナイズド・シート、ティン・プレート、針、釘等從價三〇%以上のもの)

海産物(貝柱、海參、鱈鱈等)

麥粉、罐詰食料品

清酒、麥酒、洋酒等酒類、酒精、清涼飲料水

燐寸、硫黃、染料(硫化ブラック等)、其他化學工業製品

苧卷紙、洋紙類

石油、ガソリン

護謨靴、タイヤ、チューブ、其他護謨製品

電氣器具類

雜貨

當初は採算關係上冀東貿易品は現行中國海關稅從價三〇%以上にして小容量のものに限られたるが、海上輸送運賃の競争天津相場の軟化等に因る大連冀東間諸掛の低減の爲從價二〇%程度のものも利益を生ずるに至りたるを以て從價約二〇%にして比較的輸送の容易なるものは其の種類を選ばず取扱はるゝに至りたり。從て天津海關にて通關輸入せらるゝ日本品は冀東經由が却て採算上不利となる嵩高品(例之襪)のみとなりたり。他方冀東經由輸出は屑鐵の對日輸出はれたる位にして殆んど皆無と言ひ得べき状態なり、蓋し支那の對日輸出は多く原料品にして關稅低率なる

に付冀東經由の場合に於ける運賃諸掛等の負擔増加に因る不利益は輸出稅の關係より受くる利益よりも大なればなり、尤も昌黎地方産鮮果鮮魚の對關東州輸出の計畫ありと雖遽に其の數量的増加は期待し得ざるべし。

第二節 冀東沿岸輸入品數量及價額

第一 冀東沿岸輸入品數量

甲、査驗所査驗統計を基礎とせる場合

冀東輸入品の數量は正確なる統計的資料に據る能はずして正鵠を得ること困難なれども數品目に就き唐山總所に於て行はれたる三及四月分の集計を基礎とし之を推算するに左表の如し。

註一 昭和十一年三及四月に於ける査驗數量に天津相場を乗じたものを以て同期間査驗價額と推定せり(以下本表價額推定は之に準ず)

註二 昭和十一年五月中輸入額は未だ其の集計を終らず、之を入手し得ざりしが、五月分査驗收費額は約百五十萬圓なるを以て假に輸入品目内容の變化移動なきものと考ふるときは五月中輸入額は三及四月分合計の約二分の一と看做し得べし、依て此の前提に基づき

三、四及五月中輸入額を算出せり。

註三 査驗所員並業者の談を綜合するに冀東輸入品にして査驗所員小人數なるを奇貨とし査驗費を遁脱密輸入せるものは三〇%を下らざるべし、他方査驗所員は最近迄は單に貨物の簡數を檢ぶるに止め殆ど指定運送店の申告通査したるを以て不正申告(例之人絹絲又は人絹布を絹布と申告)を爲し通關せるもの多し殊に綿製品、海産物、染料、雜貨類の如く比較的單價高く且評價困難なるものには不實の申告頗る多く行はれたる由なり、故に前述の三〇%の率輸入を算入するも總體的には輸入額の見積過大に失することなしと思考せらる。

第一 冀東特殊貿易額推定數量及價額 (天津相場による場合)

品類	三及四月 查驗數量	同推定價額 (註一)	三、四及五 月查驗推定 數量(註二)	同價額	三、四及五 月輸入推定 數量(註三)	同價額	三及四月查 驗收費額	備考
人絹	三八八三三	三八八三三	五七六四〇	五七六七〇	七五三七二	七五三七二	七二六六〇	\$ 二〇〇@二〇〇封度
砂糖	六〇六七五	八九九四〇	九一〇七六	一三四八二〇	二八三三〇	一七五九三〇	一七七八八	\$ 二〇〇@一三五斤
織物	四四九七〇	六四八八七	六四一〇六	一三四八二〇	八六四六	一七五九三〇	一七七八八	\$ 〇・二〇〇@一碼
捲紙	四〇八六	一八〇七六	六二六元	二八三、四九	八〇一八	三六八三	一九三四六	\$ 二二〇@一箱
海產	四四九元	六〇〇六	六二七九	九〇〇四	六六八三	一七一一〇	七五四六	\$ 一〇〇@一〇〇斤
染製	三九三〇	七六六〇	五八九五〇	一七九〇〇	七六六三	一五三七〇	三〇〇〇	\$ 二〇〇@一〇〇斤
護膜	三六	三三〇〇	五五三	三、一一〇	七二七	四三〇一〇	一六〇三	\$ 六〇〇@一箱
角水	三〇九五	三九四六	三六四一八	五九〇〇	四五〇三三	七、一八五	二六四三	\$ 二二三@一三五斤
石油	一七二	一五九三	二五六	二五八七三	三三三	三三三	一九一五〇	\$ 九〇 一箱
其他	一九一三	一八五七五	二六九七	二五八七三	三三三	三三三	一九一五〇	\$ 九〇 一箱
計	一五八九〇七	一八五七五	一〇六七四	一七六七三	一八七六	二二二、四四	七、二四二	※從價六%の徵稅と見 做し逆算

乙、冀東特殊貿易業者及冀東特殊貿易金融業者等の推定を基礎とせる場合

右等關係者數氏の談は固より完全に之が一致を見ずと雖略接近せり、今各推定數量の中最小及最大並之等推定を綜合したる場合に於ける妥當なる數字は左の如し。

品類	最高推定數量	最低推定數量	比較的一致せる推定數量
人絹	八〇萬袋	一〇萬袋	七〇萬袋
織物	一〇萬箱	一〇萬箱	六・三萬箱
捲紙	二・五萬箱	一〇萬箱	二・七萬箱
海產	一〇萬箱	一〇萬箱	二・七萬箱
染製	一〇萬箱	一〇萬箱	二・七萬箱
護膜	一〇萬箱	一〇萬箱	二・七萬箱
角水	一〇萬箱	一〇萬箱	二・七萬箱
石油	一〇萬箱	一〇萬箱	二・七萬箱
其他	一〇萬箱	一〇萬箱	二・七萬箱

丙、冀東貿易品天津驛到着統計を基礎とせる場合

註 織物の中毛織物は一、五〇〇袋位の見込、又人絹にして單に織物として輸入されたるもの尠からず。

中國海關調冀東貿易品天津驛到着量統計により本年三、四及五月分推定數量を示さば次の如し。

第二 天津驛到着冀東貿易品統計 (數量單位は麻袋又は箱數なり)

品名	三、四及五月一 七日迄到着量	五月一八日至同 二四日迄到着量	三、四及五月到 著推定量	同換算量	備考
人絹	五七、七四	二二、三三	六、九六	三〇、一八	一、二〇封度入、一箱を二〇〇封度として換算す
織物	三、一一	一、七三	三、四六	一〇〇、三三	一〇〇斤入、五〇卷を二、三〇封度とす
捲紙	三、一〇〇	一、五〇	三、五五〇	三〇反入	
糖	五、九三三	六、七七六	六、四九七	一、三五斤入	
油	二、四三九	四、四七	三、一三三	一〇加倫入	

其	二二八二	三七一	二八、五三
計	六八四九	七九三二	八四一三

註一 五月二五日至五月三一日到着量は五月一八日至五月二四日到着量と同一と看做し之を合算せり。
 註二 本數字は四月二六日至五月一七日到着量にして四月二五日以前は其他に含まる。
 丁、關東州殘留統計を基礎とせる場合

大連輸入額より同奥行發送額を控除し關東州殘留額を求むるときは左の通り、五月分は集計未了に付之を註に示したる前提により推算せり。

第三 關東州殘留統計 (單位圓)

品類	昭和一一年一月	昭和一一年二月	昭和一一年三月	三、四及五月推定額
人絹絲	二、一〇、五七六	二、一〇、一八七	一、七六、〇九三	六、一三四、九三四
精糖	一、五二、三三七	一、四一、二一五	一、三〇、五九三	四、四二五、六六一
水角砂糖	一、四七、一六五	一、八四、四一九	一、八〇、六八二	五、六八六、三九五
綿布(生地)	二、一三、九二二	八〇、七三六	二、三三、六一二	三〇、六二二
同(加工)	六、六、一九九	二、一、四四九	三、四、八四六	八、六三九、九三
同(擦染)	七、三、五六六	一、一〇、七二〇	一、〇四、二六五	三、七五、八四八
同(雜)	二、八、一六七	一、一〇、四九	一、四、六一二	三、六四、八三七
毛織物	三、五、二九九〇	三、五、六五三	三、九、七八四	一、三、一五六
合計	二、七、七、六四一	二、七、七、六四一	二、八、六、七三	二、七、九、四七二

第二 冀東沿岸輸入品價額

品類	昭和一一年一月	昭和一一年二月	昭和一一年三月	三、四及五月推定額
人絹織物	一、四、四、七七八	二、七、四、二六二	二、八、九、八四四	八、五、一、二五八
捲草紙	六、八、八四三	三〇、五、八六	二、五、二四九	六、八、七五三
海産物	一、五、七、二三五	七、七、六〇九	二、六、五五五	二、六、三、六二
染製品	一、〇、一、〇三一	二、七、三、三九三	一、五、九、九六	六、四、〇、四
護謨料	一、二、一、三六一	五、四、八二一	九、六、五三七	三、七、〇、三
石油類	二、〇、七、四六六	二、六、七、七五	二、七、四、一四一	八、一、三、五九九
雜貨類	九、七、七、四二五	一、一、四、五五〇	六、六、九、四八	一、三、八、九、九二
小計	五、六、二、三三六	一〇、五、三、七〇三	九、八、三、九九〇	三〇、六、六、四二二

(註) 三、四及五月殘留額は二反三月合計に其の二分一を加算したるものなり。

△印數字は純貿易額が總貿易額より大なるものなり。

甲、天津相場を基礎とせる場合

查驗所に於ては輸入品の價額に就ては全然申告行はれ居らざるを以て查驗數量を基礎とせる場合の三、四及五月に於ける冀東沿岸輸入推定量を天津相場により評價するときは前掲第一表に示せるが如し。

乙、大連相場を基礎とせる場合

右の三、四及五月に於ける冀東沿岸輸入推定數量を大連相場により之を評價するときは次の通り。

その一 冀東特殊貿易の實狀

第四 冀東特殊貿易額推定 (大連相場による場合)

品類	三、四及五 月推定額	三、四及五 月推定額	備考
人絹	三六、九七〇	四六、六四九	普通物二二〇デニール、一〇〇 lbs. cf. 大連を¥六六とす
砂糖	七二、九六五	九四、九五三	精糖單價擔¥八・〇二とす
織物	一九、四六五	二五、五〇七	¥〇・二〇@碼
捲紙	一五、九七〇	二〇、七〇六	一卷五斤とし、一斤の價額を¥〇・五一九とす
海産物	九〇、〇〇〇	一七、二一〇	海參干貝の一斤平均單價¥一・三四九による
染料	一七、九〇〇	一五、三三〇	¥二〇〇@一〇〇斤
護膜製糖	三三、一一〇	四九、〇一〇	¥六〇@一箱
角氷	三六、八六六	四九、二六六	百斤平均單價¥一〇・九四による
石油	一一、二二五	一四、四四九	一箱一〇呎として¥〇・三八七二の相場による
其他類	一七、八三三	二二、三二四	從價六%と看做し逆算す
計	一五、三六二・三三	一九、七七一・七七	

丙、査驗收費額を基礎とせる場合

當初冀東特殊貿易品は中國海關稅從價三割以上のものに非ざれば之を行ふも利益を得る能はざりしも、五月二十日頃よりは同從價二割程度のもので比較的運搬に容易なるものは運賃諸掛等の低減に因り之等商品の冀東廻を有利とするに至りたり、然るに冀東特殊稅率は中國海關稅の約四分の一なるを以て冀東貿易品の擔稅率は海關稅二割のものは五分、同三割のものは七・五分、同四割のものは一割見當なり、依て冀東政府査驗所査驗收費を右擔稅率

を以て除すことにより冀東輸入額推定の根據を得べきか、即ち左の如し。

- 甲、冀東貿易品に對する中國海關稅四割平均と看做す場合 四五、〇〇〇、〇〇〇元
- 乙、同 三割 同 六〇、〇〇〇、〇〇〇元
- 丙、同 二割 同 九〇、〇〇〇、〇〇〇元

第三 冀東沿岸輸入推定數量價額の檢討

各場合に於ける三、四及五月の推定額を考量するに以下各品目別に示すが如く大なる逕庭なきことを知り得べし。

甲、人絹

冀東輸入推定量 六二、六九八袋(第一表所載)

天津到著量 六一、九六八袋(第二表同)

關東州殘留推定量 四九、〇六三袋(第三表同)

人絹絲の場合には關東州殘留量は殆ど全部北支向と看做し得るものなり而して右關東州殘留量と輸入推定量との差は一三、〇九一袋にして之は二月分關東州殘留量一八、二三五袋の七二%又一月分關東州殘留量一六、八一四袋の七七%に當り、他方天津驛到著量は現地各方面の意見を綜合するに之は眞を置くに足るものなりと認めらるゝが二月到著量は僅に一、二六二袋にして之は二月分關東州殘留額の約六%に過ぎざるなり、蓋し三月初迄は冀東輸入は査驗所開設前に付密貿易にして且結氷中の爲荷揚小量なりしを以て一月分及二月分關東州殘留量の大半は解氷後に輸入せられたりと考へらるべし。

一方日本内地の關東州向人絹絲輸出は本年二、三及四月輸出量四七、〇五三袋なり、大體二、三及四月輸出を以て關東州輸入三、四及五月に對應するものと考へ之と冀東輸入推定量と比較するときは後者は一五、六四五袋大なり而して一月分關東州向輸出は一八、〇九六袋なり、尤も大連輸入後滿洲國へ輸入せらるゝ人絹絲の量は之を無視することを得るものなり。

乙、砂 糖

冀東輸入推定量

八七六、四六八袋

天津到著量

六九四、九七九袋

關東州殘留推定量

五二四、二四七袋

右輸入推定量は關東州殘留推定量よりも三五二、二二一袋大なり然れども昨年十二月十日頃より結氷漸く激しくなり密輸は極めて困難且氷上運搬の爲大なる危険をも伴ふに至り、二月中の如き天津到著量僅に四〇袋にありたるを以て査驗開始當時には大なる滯貨ありたるものと考ふるに難からず、今年一、二月及昨年十二月に於ける關東州殘留量を次に示す。

昭和十一年二月關東州殘留量

一八〇、一六四袋

昭和十一年一月關東州殘留量

一三九、四七三袋

昭和十年十二月關東州殘留量

一一九、六七六袋

計

四四九、三三三袋

昭和十年十二月の大連總輸入額は昭和九年十二月に比し實に一五六、二九三擔即ち一一五、七七三袋の激増を示せ

り、因に昭和十一年三、四及五月に於ける關東州消費は昭和十年三、四及五月關東州殘留額の三割と看做すときは之は昭和十一年同期間殘留額の僅々六%なるを以て煩を避くる爲之を右推算に當り考慮せざりしなり。

丙、織 物

冀東輸入推定量

二、五一五千元

天津到著額

五、三二五千元 (到著推定量二五、三三〇袋にして一袋三〇反入、一反七元平均とす)

關東州殘留推定量

一五、四四八千圓

輸入推定量は關東州殘留推定量の僅に一六%なり、尙人絹絲織物の如きは右期間に於ける關東州殘留額は本年は前年に比し六六七萬圓の増加を示せり。

丁、蓆 卷 紙

冀東輸入推定量

八〇、一一八卷

天津到著推定量

一〇〇、二三二卷

關東州殘留推定量

三六、五九七卷

輸入推定量と關東州殘留推定量との差は四三、五二一卷にして之は本年二月の關東州殘留量よりも二六、八二三卷大なり、又一月の關東州殘留量に對し九五%、一、二兩月分合計の六九%に相當す。

右の二六、八二三卷は一月の關東州殘留量に對し四三%の割合を示す。今昨年十二月以降關東州殘留量を左に示す。

昭和十一年二月關東州殘留量

一六、六九八卷

昭和十一年一月關東州殘留量 四五、五六九卷
 昭和十年十二月關東州殘留量 二七、〇〇八卷
 他方天津到着量は左の通り。

昭和十一年二月天津到着量 一六、二六一卷
 昭和十一年一月 同 七三〇卷
 昭和十年十二月 同 一二、二九〇卷

戊、海産物

冀東輸入推定額 一一七、一一〇元
 關東州殘留推定額 六一四、〇二四圓
 前者の後者に對する割合 一九%

己、染料

冀東輸入推定額 一五三、二七〇元
 關東州殘留推定額 二二七、〇二二圓
 前者の後者に對する割合 六七%

庚、護謨製品

冀東輸入推定額 四三、〇二〇元
 關東州殘留推定額 八一、三五九圓

前者の後者に對する割合

五%

辛、角、氷、砂糖

冀東輸入推定量 三、三三五袋
 關東州殘留推定量 二〇、三三三袋
 前者の後者に對する割合 一・六%

爾餘の品目につきましては冀東輸入數量價額の推定極めて困難且不正確を免れざるべきを以て之を品目別に考察することを省略せり。

次に冀東輸入總額の推定を關東州殘留總額の夫とを比較するに左の如し。

冀東輸入推定額 三〇、九七五、一四五元

關東州殘留推定額 四九、七九一、三一八圓

前者の後者に對する割合 六一・二%

尤も右冀東輸入推定額を大連相場に依り算出するときは、

冀東輸入推定額 一九、九九七、三七七圓

關東州殘留推定額 四九、七九一、三一八圓

前者の後者に對する割合 四〇・〇%

冀東政府輸入貨物査驗所開設後は固より關東州經由對北支再輸出は同沿岸へ任向けられたるもの殆ど全部なり而して北支への所謂密輸額は昭和十年迄は貿易統計上よりは毎年關東州殘留額の約七〇%と推定せらるゝ所なるが右の冀

東輸入推定額及關東州殘留推定額の比較に於ては前者は後者の約四〇%に過ぎず、且又關係業者の談に據らば前述の如く莫卷紙に例を求むれば查驗所統計を基礎とせば約三七萬圓なるも業者の推定に據らば四〇〇乃至八〇〇萬圓にして右冀東輸入額は實際よりも過少に見積られたりと謂ひ得べし、蓋し後述するが如く查驗所は全く無經驗者而も小人數にて組織せられたるが爲事實は右推定額を遙に超過するものなるべきことは容易に首肯せらるべし。

今假に右關東州殘留推定額の七〇%が北支へ冀東を經由し仕向けられたりとせば其の額は三四、八五三、九二三圓(天津相場にては約五二二萬圓)となる、本數字は冀東貿易に對し金融を行へる者の本年三月以降冀東より輸入せられたる額は七千萬圓を下らざるべしと確言したる事實を考ふるとき強ち無稽とは斷じ難し、又三、四及五月に於ける貿易の割合を以て一箇年間繼續せられたりとするも其の額一三九、四一五、六九二圓なることを知るとき更に其の感を深くするものあり。

第四 冀東沿岸外國品輸入狀況

冀東查檢所に於ては外國品の輸入禁止の旨は各查驗分所より指定運送店竝荷主に對し周知の手配を爲し之が輸入を認めざるものなるも、大連に於ては外國品の輸出に對して何等拘束を加へず又冀東查檢所に於ては商品鑑定には殆ど無經驗と謂ひ得べき者のみなるを以て事實上は之が輸入行はれたり、其の主要品目は左の如し。

伊太利製人絹絲
瓜 哇 糖
罐詰食料品

洋 酒
石 油
護 謨 製 品
洋 紙

之を各查驗所に就て見るに左の通なり。

秦 皇 島 伊太利製人絹絲、瓜哇糖、洋紙、石油等
南 大 寺 同 洋酒等
北 戴 河 同 瓜哇糖、罐詰類、石油等
留 守 營 洋酒、瓜哇糖等
昌 黎 英國製、イヤ、洋酒、罐詰類、瓜哇糖、石油等

冀東沿岸輸入外國品の數量は當該品目輸入總額の一割乃至二割を占むるものと推斷せらる、ノース・チャイナ・デ
イリ・ニュースは外國品の占むる割合を一五%と報道せり。

外油會社は北塘より大量に石油の陸揚をなし之は中國海關に連絡を講じ行はれたるものなりとも傳へらる、尙天津
R. K. Raphael は六月初冀東より大量外米輸入計畫中にありたり。

第五 支那貿易額に及ぼしたる影響

甲、全支那輸入増減

その一 冀東特殊貿易の實狀

全支に於ける輸入増減を比較するに本年三、四及五月は何れも約三割五分の減少を示し冀東貿易大宗品たる砂糖は約六乃至九割の著減又人絹絲は約五乃至七割の減少を示せり。

全支那輸入増減比較

品類	全支那輸入増減比較				
	一月	二月	三月	四月	五月
砂糖	1,578,370 G.U.	1,158,840 G.U.	1,555,170 G.U.	2,167,900 G.U.	2,041,250 G.U.
人絹	940,370 減	486,570 減	333,380 減	568,550 減	3,046,370 減
葛卷紙	386,070 減	772,270 減	925,290 減	1,598,750 減	1,866,980 減
人絹絲	401,870 減	180,970 減	577,530 減	846,860 減	3,037,520 減
總額	1,110,520 減	1,990,210 減	2,871,150 減	3,011,770 減	9,347,720 減
增減	1,935,500 減	1,595,560 減	2,588,800 減	578,820 減	7,454,330 減
增減	1,935,500 減	1,441,010 減	2,588,800 減	1,539,050 減	8,873,880 減
增減	1,542,400 減	479,240 減	298,800 減	966,030 減	1,412,450 減

品類	上海輸入増減比較				
	一月	二月	三月	四月	五月
砂糖	463,500 G.U.	553,010 G.U.	502,270 G.U.	624,260 G.U.	588,320 G.U.
人絹	269,930 減	279,580 減	349,400 減	387,640 減	377,670 減
葛卷紙	193,530 減	766,100 減	191,450 減	226,550 減	2,105,450 減
總額	926,960 減	1,618,690 減	1,043,120 減	1,238,450 減	9,771,440 減
增減	1,935,500 減	1,595,560 減	2,588,800 減	578,820 減	7,454,330 減
增減	1,935,500 減	1,441,010 減	2,588,800 減	1,539,050 減	8,873,880 減
增減	1,542,400 減	479,240 減	298,800 減	966,030 減	1,412,450 減

乙、上海輸入増減

上海に於ける場合も略同様の傾向を認められ總額は約三割、砂糖は約六乃至八割、人絹絲は約三乃至六割の減少を示せり。

上海輸入増減比較

品類	上海輸入増減比較				
	一月	二月	三月	四月	五月
砂糖	378,400 G.U.	1,821,290 G.U.	2,917,200 G.U.	6,941,260 G.U.	5,949,940 G.U.
人絹	193,530 減	279,580 減	349,400 減	387,640 減	377,670 減
葛卷紙	177,150 減	1,147,800 減	1,914,500 減	2,265,550 減	2,105,450 減
總額	749,080 減	3,248,670 減	5,171,100 減	10,734,650 減	9,032,860 減
增減	1,935,500 減	1,595,560 減	2,588,800 減	578,820 減	7,454,330 減
增減	1,935,500 減	1,441,010 減	2,588,800 減	1,539,050 減	8,873,880 減
增減	1,542,400 減	479,240 減	298,800 減	966,030 減	1,412,450 減

品類	一九三五年		一九三六年		増減
	金額	%	金額	%	
總額	二六六,四五六		二四一,七七一		+ 二四,六八五
人絹	一五八,七九六		一七九,五〇四		+ 二〇,七〇八
人絹絲	一二七,四九二	四七%	一二七,〇〇五	四六%	- 四九七
人絹卷	三十一,三〇四	十一%	五二,〇〇〇	二一%	+ 二〇,六九六
葛紙	一〇七,六五五	四〇%	九〇,五三九	三七%	- 一七,一一六
葛卷	一七,七三七	六%	二八,五七一	十一%	+ 一〇,八三四
總額	二六六,四五六		二四一,七七一		+ 二四,六八五
總額	二六六,四五六		二四一,七七一		+ 二四,六八五
總額	二六六,四五六		二四一,七七一		+ 二四,六八五

丙、天津輸入増減

昨年の月別統計を利用し得ざるを以て本年一—三月貿易統計につきて見るに砂糖人絹絲の如きは全く沒收品の競賣に附せられたるものの輸入額と看做し得べし、總額の如きも昨年度の二割程度に減少せるを知る。密輸入に對しては北支に關する限に於ては冀東政府成立後殊に査驗所開設後は殆ど全部同地方に移りたるものと思ふ。めらるるを以て其の大部分は冀東政府の査驗を経て輸入せられたるものと思ふ。

天津輸入増減比較

品類	一月	二月	三月	全年
	G.U.	G.U.	G.U.	G.U.
砂糖	七,三〇〇	五,〇〇〇	一〇,一〇〇	一,三〇〇,〇〇〇
人絹	一,一七一	一,三三七	三,一七一	一,八五三
葛紙	一四八三	七,五二八	七,一四九	一〇〇,三三五
總額	一,九三六	一,〇五八	二,三六七	六,六七〇,三三四

第三節 冀東沿岸輸入品運輸狀況

第一 冀東沿岸輸入品仕出地及陸揚地

冀東沿岸輸入品は大連又は旅順等關東州を仕出地とするもの殆ど全部にして大連は最も多くを占め埠頭(汽船)及露

西亞町波止場(發動機船及戎克)より出港し旅順其の他州内小港を利用するものあり之等は税關申告の煩瑣を厭ふもの如し。營口、壺盧島を仕出地とするものは極稀にあり又四月中には一時神戸發港のものありたるも之は寧ろ例外に屬す。大連出港の際には輸出申告の手續を爲す苦なるも之を怠るもの少からず且之を履行するも不實のもの多しと聞きたり。

冀東輸入品に對し冀東政府は査驗費の名目を以て事實上關稅の徵收を行ふ爲陸揚地は北戴河、南大寺、秦皇島、留守營、昌黎の五箇所に制限せらる、各陸揚地には何等荷役を助くる設備なく大型艇舟に積取り水揚を行ひ居れり各陸揚地の輸入割合は概ね左の如くなるが秦皇島に陸揚せらるるもの最も多く昌黎之に次ぎ此の兩所にて全體の約半を占め北戴河及留守營は相伯仲し南大寺最も少し。

秦皇島	約	二五%
南大寺	約	一〇%
北戴河	約	二〇%
留守營	約	二〇%
昌黎	約	二五%

第二 冀東沿岸輸入品輸送方法

冀東貿易品輸送に従事したる船舶は發動機船、汽船及大型戎克なり、發動機船は

日本船	一四五隻	九、三四八噸
-----	------	--------

滿洲國船	三九隻	六、八二五噸
支那船	三四隻	七、一六八噸
計	二〇八隻	一三三、三四一噸

右の如く約二百隻、之が船籍は七割は日本爾餘の三割は滿支相半せる状態なるが二重國籍のもの多し。

大連冀東沿岸間は發動機船にて總十三、四時間を以て航海し得るも荷役其の他に要する日數の存する爲月約三往復を爲し得るものなり、然れども戎克は頗る不確實なるを以て査檢所開設後大型戎克は發動機船及汽船に冀東貿易品の輸送を奪はるるに至りたり。

一時は例外的に二、三千噸級汽船の就航を見たることありたるも多數荷主の貨物を積合す爲全荷主納稅完了後に非ざれば一切陸揚を許可されざることありたるを以て之が爲荷主の不利益を蒙むること大にして且滯船日數大となるを以て發動機船を有利とし發動機船全盛の觀を呈し居れり、因に汽船は五、六百噸乃至千噸級のもの約十五隻從事せり。

第三 荷造並輸送費

艇舟取荷役を行ふ必要ある爲麻袋包裝となすを普通とし箱詰の如き麻袋包裝によらざるものは特殊の易損品に限らる、代表的冀東貿易品たる砂糖、人絹絲は何れも前者は一三五斤後者は一二〇封度の麻袋包裝となし輸送せられ、運賃も亦之等を標準とし冀東特殊貿易開始當時は之等一袋に付三、四圓も支拂はれたるが次第に低下し六月初に於ては三、四〇錢見當となりたり。

冀東沿岸に於ける荷揚及同所より驛迄の運搬並査檢分所への申告は冀東政府指定運送店以外のものには之を許さざ

るなり。

第四 海上 保險

大連冀東沿岸間輸送貨物に對する海上保險は鐵船搭載貨物に對しては保險會社全損のみの保險契約に應ずるも事故發生の際支拂圓滿迅速に行はれざるを以て一般に保險契約を附するもの少し、而して料率は汽船の場合は〇・一%位なるも發動機船の場合には之に七、八倍す。

第四節 冀東沿岸輸入品取扱者

冀東貿易を行ひたる者の數は當初は日本人約四百名、朝鮮人は千名を超えたりとのことなり、而して支那人は極少數にありたり。之は主として支那人の取引は殆ど日鮮人に委託せられたるに因るものなり。

天津商人の買付品又は買付委託品は約三〇%にして天津に於て賣却を期待し關東州より積送せるものは爾餘の約七〇%なりと認めらる。

現在は採算割乃至は頗る窮屈となり所謂密輸的利益は存せざるを以て群小業者輩は冀東貿易より手を引き南方に移動し平津地方に待機せるもの多く一部は天津よりの強力輸送南方販鎖促進に従事し居れり。

從て現在冀東貿易を行へる商舖は一流商人多く其の主要なる者の數は

日 本 人	一七乃至二〇人
朝 鮮 人	二一、三〇人

支 那 人

七、七軒となりたり

右等冀東貿易に活躍したる主要商舖名を次に記す。

(日本人) 増幸洋行、道中洋行、大中洋行、泰信洋行、遠東洋行、國光公司、信泰公司、高橋商會、幡七洋行、日

滿漁業會社、震東貿易、裕泰洋行、福原商會、豆塚商店、永順洋行等。

(朝鮮人) 信益商會、太陽貿易、中央貿易、河北貿易、信託貿易、亞東貿易、朝鮮貿易、豐盛貿易、泰東號、順天號、公記、天泰號、泰成號、東盛號等。

尙三井、三菱は早くより他洋行名を以て冀東貿易に従事したりと聞く。

第二章 冀東沿岸輸入品流動狀況

第一節 冀東地區よりの移出狀況

甲、冀東地區内に於ける消費

冀東沿岸より輸入せられたるものにして冀東地區内に於て消費せらるゝものは、灤河を遡江して輸送せらるゝ砂糖石油の如きものを主とするも其の額大ならず、其の他は地場に於て消費せらるゝ僅少のものなるが、之等を合するも冀東輸入額に對する割合は砂糖の該品輸入額の一割弱に達する外は一%にも達せざるべし。而して寶坻縣等所謂東八縣に於て一箇月約十萬封度の人絹絲の消費ありと説きたる一流商社あるも他方之等地方へ人絹絲販路開拓の目的を以て調査に赴きたるも人絹絲の消費なしとするものもあり、未だ其の真相を確むる機を得ず。

乙、冀東地區より天津地方への輸送狀況

冀東沿岸より輸入せられたる貨物にして南送せらるゝものは一部貨物自動車にて天津へ輸送せらるゝものゝ外は殆ど全部北寧線により大部分は天津東站にて積卸され日本租界内へ搬入せられ若干は直接北平等へ仕向けられたり。冀東地區より天津への輸送に當りては國際運輸の金融を爲せるものゝ外は荷主又は其の代理人に於て鐵道と輸送契約を行ふを普通とせり。

冀東地區内査驗分所在地の各驛より天津迄の鐵道運賃は左の如し。

イ、車 扱 (元)

至天津東站鐵道運賃

(發)	驛)	秦	皇	島	南	大	寺	北	戴	河	留	守	營	昌	黎
一級品				元			元			元			元		元
二級品				元			元			元			元		元
三級品				元			元			元			元		元

ロ、小 扱 (五〇元)

(發)	驛)	秦	皇	島	南	大	寺	北	戴	河	留	守	營	昌	黎
一級品				元			元			元			元		元
二級品				元			元			元			元		元
三級品				元			元			元			元		元

右の外貨車扱及小口扱何れの場合にも附資料一割を要す。
次に南大寺運輸公司調に係る商品別運賃は次の通なり。

南大寺天津間貨物運賃

イ、小 扱 (一〇〇元)

その一 冀東特殊貿易の實況

第二節 冀東沿岸輸入品の天津に於ける取引事情

甲、天津に於ける取引方法

冀東沿岸輸入品天津到着後は當初は支那商貨物は固より日本人貨物も天津に於て支那商の手を経て天津に出張し來れる奥地支那商との間に取引行はれたり、而して四月の最盛時には日本租界内に於て冀東貿易品の競買取引所さへ開設せられたり、砂糖の如きは天津に於ける所謂四大家(德和永、恒泰昌、德記及源記)は全取引の約七、八割を取扱ひ天津に於ける小賣糖價をも左右し極最近迄は賣價の引下を行はずして暴利を貪りたり。

取引相手方たる支那商は比較的小數、何れも資力充分なるに反し邦人側は小資本の者多數介在し金融處分等に出でたるが爲冀東貿易品相場の崩壊を早めたりと認めらるゝ點あり。

南京政府の取締強化に伴ひ支那商の買需減退し到着地渡を條件とする取引漸増せり、又取引は天津にて行はるゝも貨主を日本人名義とし之が輸送に當りては貨物と共に買主の店舗迄日鮮人貨物宰領を附するに至れり。

乙、商品別價格維持の難易

人絹絲は大連にて自由に轉賣し得且南方への輸送も比較的容易なるを以て採算點の維持は容易なり。

之に反し砂糖は戻税の關係あり又特約店限定せられ居るを以て轉賣は殆ど不可能にして且價格の割に容量品なるを以て人絹絲に比し頗る條件不利なり。苧卷紙は容量小にして運搬に便なる爲採算維持上有利なり。綿絲布等は改装截斷加工を行ふ等往年排日貨旺盛時に執りたる方法によることにより容易に輸送し得るを以て採算を割ることな

し。爾餘の商品に就きては樂觀的に考ふることを得。

丙、冀東沿岸輸入品に對する金融

冀東沿岸輸入品に對する金融は六月初迄に於ては僅に國際運輸の立替金運賃諸掛の金融及天津中裕洋行の融通のみでありたり、國際運輸は當初特殊貿易貨物の大連より天津迄の通輸送を企圖したるも種々の事情を考慮し之に著手せざりしものゝ如し、然れ共事實上は次の如く之が輸送に關係せり、即ち冀東政府査驗費陸揚運搬費鐵道運賃諸掛等の立替金融を計畫し二月半頃信益商會(朝鮮人經營)との間に排他的契約を爲したりと傳へられ専ら信益商會扱貨物に對する金融を行ひたるが之は同商會以外の貿易業者を不利ならしむる結果とならざるを得ざることゝなり非難百出し其の排他的方針を改めたるも信益商會取扱の貨物に對する金融は國際金融額の九割を占むるものと認めらる而して立替金等の辨濟を受くる迄は立替貨物の所有權は國際に移轉し決済は天津著と同時又は國際倉庫より搬出の際行はる、從て之等貨物は發驛より(場合によりては實質的には大連より)天津に於て引渡を爲す迄の間之が運輸に干與するものなり。

右に依り國際運輸の受くる直接の利益は左の如し。

總立替金利息
發扱手數料

日歩四錢
砂糖一袋七仙
人絹絲一袋一五仙
雜貨一〇仙

其の他は之に準じ重量品は特に考慮す

著 扱 手 數 料

人絹絲一袋九仙

苧卷紙同 同

砂糖 同 五仙

綿布 同 同

一袋一三仙

一期(半月)一袋五仙

天津驛より引取賃

倉 庫 料

國際立替の冀東政府査驗費は同社天津出張所宛支拂指圖書を作成し之を査驗分所に提出し同指圖書は天津に於て取付けらる、其の間早くも數日乃至十日間を経過するを以て此の間の利息は全然國際運輸の利益となる。

第三節 天津よりの移出額

天津よりの移出額は之を主要商品別に考ふるを便宜とす。

甲、砂

糖

砂糖の主要仕向先は次の如し。

北平、張家口、石家莊、漢口

濟南、徐州、南京、上海

其他平綏、平漢、津浦沿線各主要地に積送せらる。

天津よりの移出額は略次の如くに考へらるべし。

天津移入推定量(三―五月)

七〇萬袋

天津竝同背後地推定消費量(三―五月、毎月約四、五萬袋)

一二同

天津滯貨推定量(一〇萬、一二萬或は二〇萬袋)

一〇同

天津より移出せられたりと推定せらるゝ數量

四八同

(移入推定量に對し六九%)

右移出量の鐵道沿線別移出の割合は

平 綏 線

一五%

平 漢 線

二〇%

津 浦 線

六五%

にして又地域別割合は

察 綏 綏

五%

山 西

一〇%

漢 口

一〇%

山 東

五〇%

河 南

二五%

なりと認めらる。

註 第一章第二節第一乙推定數量による以下同斷。

その一 冀東特殊貿易の實狀

乙、人絹

人造絹絲の主要仕向先は高陽、濟南、周村にして上海方面へ移出されたる割合は比較的小なり。天津よりの移出額は次の如く推定せらるべし。

天津輸入推定量	六三、〇〇〇袋—三七、八〇〇箱
天津消費推定量	四、五〇〇箱
天津滞貨推定量	七、〇〇〇箱
天津より移出せられたりと推定せらるゝ數量	二六、三〇〇箱

天津に輸入せられたりと推定せらるゝ人絹絲の地方別消費高及在庫量は左の如きものと認めらる。

平	津	二〇%	六、一六〇箱	(天津は約3/4を占め四、六二〇箱)
高	陽	二〇%	六、一六〇箱	
山	東	五〇%	二五、四〇〇箱	
上	海	一〇%	三、〇八〇箱	(當業者推定は四、五千箱に一致)
計			三〇、八〇〇箱	

右は左の各地消費量により肯定せらるべし。

各地毎月消費量

平	津	四〇萬封度乃至五〇萬封度
高	陽	三〇同 同 四八同

山	東	六〇同 同 七〇同
---	---	-----------

右最低推定數量により三箇月間の消費量を算出せば

平	津	一二〇萬封度—	六、〇〇〇箱
高	陽	九〇同	四、五〇〇箱
山	東	一八〇同	九、〇〇〇箱
計			一九、五〇〇箱

(在荷一萬箱以上尙河南方面への小口移出あり)

右最高毎月推定消費量により三箇月間の消費量は次の如し

平	津	一五〇萬封度—	七、五〇〇箱
高	陽	一四四同	七、二〇〇箱
山	東	二二〇同	一〇、五〇〇箱
計			二五、二〇〇箱

因に各地人絹織機數は左の如くなるを以て

天	津	三、〇〇〇乃至	四、〇〇〇臺
北	平	一、〇〇〇同	二、〇〇〇臺
高	陽	三、〇〇〇同	四、〇〇〇臺
津浦沿線各地		二、〇〇〇同	二、〇〇〇臺
周村		六、〇〇〇同	七、〇〇〇臺

計 一五、〇〇〇乃至 二〇、〇〇〇臺

織機一臺一日使用量三・五封度乃至四封度なるが之を三・五封度とし最低推定織機數により消費量を求むれば

天津	一箇月使用量	三二五、〇〇〇封度	三箇月使用量	九四五、〇〇〇封度	(四、七二五箱)
北平	一〇五、〇〇〇同	三一五、〇〇〇同	三二五、〇〇〇同	九四五、〇〇〇同	(一、五七五同)
高陽	三二五、〇〇〇同	二二〇、〇〇〇同	六三〇、〇〇〇同	一、八九〇、〇〇〇同	(四、七二五同)
天津浦沿線各地	二二〇、〇〇〇同	六三〇、〇〇〇同	一、八九〇、〇〇〇同	四、七二五、〇〇〇同	(三、一五〇同)
周村	六三〇、〇〇〇同	一、五七五、〇〇〇同	四、七二五、〇〇〇同		(九、四五〇同)
計					(二、三、六二五同)

織機一臺一日使用量を四封度とせば

天津	一箇月使用量	三六〇、〇〇〇封度	三箇月使用量	一、〇八〇、〇〇〇封度	(五、四〇〇箱)
北平	一一〇、〇〇〇同	三六〇、〇〇〇同	一、〇八〇、〇〇〇同		(一、八〇〇同)
高陽	三六〇、〇〇〇同	二四〇、〇〇〇同	七二〇、〇〇〇同	二、一六〇、〇〇〇同	(五、四〇〇同)
天津浦沿線各地	二四〇、〇〇〇同	七二〇、〇〇〇同	二、一六〇、〇〇〇同	五、四〇〇、〇〇〇同	(三、六〇〇同)
周村	七二〇、〇〇〇同	一、八〇〇、〇〇〇同	五、四〇〇、〇〇〇同		(一〇、八〇〇同)
計					(二、七、〇〇〇同)

最高推定織機數により一日一臺使用量を三・五度封とせば

天津	一箇月使用量	四二〇、〇〇〇封度	三箇月使用量	一、二六〇、〇〇〇封度	(六、三〇〇箱)
北平	二二〇、〇〇〇同	六三〇、〇〇〇同	一、二六〇、〇〇〇同		(三、一五〇同)
高陽	四二〇、〇〇〇同	一、二六〇、〇〇〇同	三、七八〇、〇〇〇同		(六、三〇〇同)
天津浦沿線各地	三二五、〇〇〇同	九四五、〇〇〇同	二、二〇五、〇〇〇同		(四、七二五同)
周村	七三三、〇〇〇同	六、三〇〇、〇〇〇同	三、七八〇、〇〇〇同		(一一、〇二五同)
計					(三、一、五〇〇同)

一日一臺使用量を四封度とせば

天津	一箇月使用量	四八〇、〇〇〇封度	三箇月使用量	一、四四〇、〇〇〇封度	(七、二〇〇箱)
北平	二四〇、〇〇〇同	七二〇、〇〇〇同	二、二〇〇、〇〇〇同		(三、六〇〇同)
高陽	四八〇、〇〇〇同	一、四四〇、〇〇〇同	四、二八〇、〇〇〇同		(七、二〇〇同)
天津浦沿線各地	三六〇、〇〇〇同	一、〇八〇、〇〇〇同	三、二〇〇、〇〇〇同		(五、四〇〇同)
周村	八四〇、〇〇〇同	二、五二〇、〇〇〇同	七、二〇〇、〇〇〇同		(一一、六〇〇同)
計					(三、六、〇〇〇同)

なり。

丙、苧 卷 紙

天津にて消費されたるものは全體の約二〇%、其の他の地方(主として濟南)に仕向けられたるは約八〇%なり而して此の中天津驛にて直に輸送されたるは其の四〇%にて荷卸後發送されたるものは爾餘の六〇%程度なり。

丁、織 物

天津輸入量を二萬俵と見ると天津並同背後地消費量は一箇年

綿 絲	八萬俵
綿 布	一六萬俵
(生地)	

綿 (加工) 二萬俵

なるを以て一部他地方に移出せられるものを除く外は天津並其の背後地に於て消費せられたるものと看做し得べし。

戊、食料品雜貨

之等は天津市場に於て消費せられたるものは五〇%、他へ移出せられたるものも五〇%と認められたり。冀東貿易品全部につきても殆ど總て天津に輸入せられ、其の半は移出を見而して之は平漢線へ二〇%津浦線へ八〇%輸送されたりと推定することを得べし。

第四節 天津より移出の冀東沿岸輸入品輸送狀況

第一輸送方法

天津より移出の冀東沿岸輸入品輸送方法には鐵道、トラック又は水路による三場合あり。

鐵道輸送に當りては最近は鐵道輸送寄託者名義は日鮮人とし中國官憲の措置を排除し更に貨物宰領として日鮮人乗車し紛議發生に備へ居れり。

貨物宰領には汽車賃等實費の外日當五元を要す。

又天津驛貨物係に與ふる手数料は商品により多少異なるが左の見當なり。

(イ) 砂糖は車扱多く貨車請求の際貨物係に對し一〇噸に付約一〇元の手數料を與ふ。

(ロ) 人絹絲は小口扱によるを普通とし此の場合に與ふる手数料は一箱に付約三元なり。

(ハ) 蓆卷紙は輸入禁制品なるに付鐵道側は輸送受託を肯ぜざるを以て客車内に持込み隱密に輸送せらる。從て積込は途中發見せられざる様巧妙なるを要するを以て經驗者による請負制行はれ居れり之が費用は

積込料 一箱に付約七元

列車ボーイ巡警に對し 約二元

トラックに依る輸送は南京政府の鐵道輸送に對する取締嚴重となるに伴ひ之が利用増加せり人絹絲の場合に就きては

高陽又周村迄輸送する時の運賃 一箱に付約三・八〇元

宰領費 (二、三臺に一名位) 一人一回 一〇・〇〇元

水路輸送に就きては海上に支那側海關監視船遊弋せる爲殆ど不可能にして運河又河川によるもののみなるが時間を要すること大なると隨所に於て修築工事行はれ居る爲現在は殆ど之が利用を見ざる状態にあり。

第二輸送費及諸入費

人絹絲に就きては左の如し。

甲、天津より周村へ輸送の場合

鐵道運賃	客車便	六・五〇元
貨物扱		一一・五〇同

その一 冀東特殊貿易の實狀

濟南に於ける落地税

二五・〇〇元

苦役苦力賃

二・〇〇同

計 客車便

三三・五〇同

貨車便

三九・五〇同

註 一、「伊藤忠」現地調に依る。

二、濟南總領事館池田氏の調に據れば仲介人は支那側官憲へ納付の手數料(二〇元)其他諸掛計二三元を徴すとあり。

乙、天津より高陽へ輸送の場合

トラック一臺(所要時間約一二時間)一回

二〇・〇〇元

高陽に於ては落地税の徴收なし但し途上保安隊員に極小額の買收費を要することあり。

丙、南送鐵道運賃

今天津總站より津浦線左記各驛迄の所要運賃を示せば左の如し。

(イ) 車扱 (噸)	濟南	徐州	浦口
一級品	一九・〇二	二九・五八	三二・一二元
二級品	一五・八五	二四・六五	二六・七三
三級品	一二・五五	一八・九〇	二〇・五二
(ロ) 小口扱 (五〇噸)		一〇料	
一級品		〇・六二	

二級品

〇・五二

三級品

〇・四〇

註 一、人絹絲は二級品の約二倍、莫卷紙は二級品、砂糖は三級品運賃に依る。

二、右の外附賣料一割五分を要す。

三、八〇〇料より遠距離遞減運賃あり。

鐵道便に依る天津より左記各地迄の砂糖一俵に對する運賃は左の如し。

自天津至漢口	四・九〇元
同 鄭州	三・二五
同 濟南	一・三〇
同 徐州	三・三〇

濟南に於ては支那側官憲が日鮮人人絹絲取扱商と機業家との直接取引を嚴重取締り落地税徴收に努め居るも其他の地に於ては落地税等の徴收なしと雖鄭州徐州新郷等各地方的中心地には商品別に夫々有力なる老舗あり之等のもは夫れ等商品の取扱による利益を壟斷せむとしを以て右等主要地に於ける取引は之等支那商の手を経ざるを得ざる實狀に在り。

從て地方官憲に對する連絡買収は輸送途上に於ては貨物宰領たる日鮮人の關與することあるも到着地に於けるものは支那商自ら行ふものにして其の詳細を明にするを得ず。

要之運賃及諸掛は冀東貿易品の長江筋への進出を妨ぐるものに非ず蓋し南京政府の取締嚴重なる現在に於ても密に

積送せられ居ればなり。

第三 河北山東より河南方面への移出狀況

濟南等より極小口に支那人の手により河南著各地方へ盛に移出せられ其の額は明確にし難きも莫大なるものあるべしと思考せらる。

第三章 冀東沿岸輸入品移動に對する國民政府の

防遏措置、之が影響並現状打開運動

第一節 冀東沿岸輸入品移動に關する國民政府の防遏措置

甲、大連至冀東沿岸に於ける狀況

昭和十年九月停戰協定に基く支那海關監視船の冀東沿岸遊弋に對する抗議提出以來同地區沿岸より支那海關監視船其の影を潜め大連より冀東沿岸への輸送は全く安全となりたり。

乙、冀東沿岸至天津に於ける狀況

查驗所開設に當りて中國海關及官憲との衝突を豫想せられたるも杞憂に終り却つて開設前よりの密輸従事者の查驗所否認的言動は開設當時紛議を醸したるのみなり。
他方北寧鐵道は協力辦法公布施行の當日協力の態度を示したるのみに過ぎず、而して天津以外の地點向輸送は北平等北寧線各驛向の場合には行はるゝも其の他の鐵道驛向の輸送は鐵道側に於て責任を負はざるを以て之は輸送を見ざるに至れり、依て天津日本租界迄は何等の障碍無く輸送行はれ居れり。

丙、天津より移出の場合に於ける狀況

天津に於ける輸送寄託は取締令公布後と雖前述の如き驛員懷柔策を講ずることにより之を受理せしむることを得、上海方面への積送品も其の手前の小驛にて積卸し消費地に仕向くるの方法を採り輸送することを得たり。

斯くて決河の勢を以て邦品は天津を仲繼地として山東へ河南へと向ひ更に南京上海市場を襲ひ轉じて山西綏遠に至り又平漢線を南下し漢口四川へも進出し爲に國民政府財政に一大脅威を及ぼし南京政府をして之が南流防遏に狂奔せしめ遂に列國の視聽を蒐め國際問題化せしめむとするの策動を惹起するに至りたり。

英米の抗議提出に勢を得たる國民政府は益取締を強化し之が處罰には極刑をも規定せり、更に六月に入りては英人アンズニー天津海關所屬防止路運特緝處長に就任し津浦平漢主要驛に稽查處を置き賞金を増額密告を獎勵緝私に當り。

國民政府の公布したる主なる取締令は左の如し、尤も未だ死刑を以て處罰されたるが如き事例なく留置の程度に止まるものの如し。

(件 名)

(實施期)

- 一、外國產砂糖及人絹絲検査に關する件 三月十四日
- 二、天津海關告示(協力辦法) 三月二十一日
- 三、鐵道部辦法及財政部辦法 五月十一日
- 四、脱稅懲治暫行條例 五月二十二日
- 五、輸入貨物運銷稽查章程 五月二十三日

第二節 冀東沿岸輸入品取引の不振

南京政府の取締強化せりと雖我勢力の浸透せる冀東は固より天津に於ても貨車積發送は可能なるも輸送途中又は到

著地に於て検査押収を爲したるに付之が措置を難詰し斯かる困難の排除に成功したるも次には輸送途中又は到著地に於て官憲は輸送繼續を阻止し又は積卸を爲さしめ返送を強ふるに及び普通には大口輸送全く不可能にして手荷物程度の小口輸送又はトラックにより積送せざるを得ざる状態となりたり、他方天津に於ける滯貨は逐日増加し砂糖在荷十萬俵以上に達し或は二十萬俵とも報道せられ人絹絲其の他主要品も大なるストックを擁し金融關係より賣急ぎを爲す者も生じ相場は次第に崩れ一俵二十七圓の砂糖も十五圓弱に暴落するに至り、之等比較的大量且消費先判明し易き商品の冀東沿岸輸入は五月末以來一服の商狀を呈し罐詰食料品綿絲布綿製品其の他雜貨等を主とするが如き輸入内容の激變を來したり。

又之により採算は著しく悪化し所謂密輸的利益は全く失はれ其の歩合は正當取引に於ける程度のものとなりたるを以て群小貿易業者は冀東貿易より姿を消し目下冀東輸入を行へるは一流の資力大なる業者に限らるる實狀なり、尤も當初密輸時より冀東貿易に従事せる大隆公司のみは依然砂糖等の輸入を行ひ居れるが之は巷間傳ふる所に據らば冀東政府との間に特殊の關係を有し或は冀東政府査驗費は一旦は納附するも後に之が拂戻を受くるものなるべしと。

六月上旬に於ける冀東沿岸輸入品の天津に於ける商狀不振の根本原因は南流阻止にあり、之が打開を行はずしては商勢の恢復は不可能事に屬す依て天津在留邦商は勿論濟南青島に於ても之が打開方法並各種工作に腐心し居りたり。

註 天津に於ける冀東輸入品相場變動

		冀東貿易開始前		四月二十七日		五月二十四日		六月十四日	
砂	元	117.00	180.00	140.00	150.00	140.00	150.00	140.00	150.00
人	元	110.00	120.00	121.00	130.00	121.00	130.00	120.00	130.00
糖	元								
絹	元								
絲	元								

その一 冀東特殊貿易の實狀

五月二十四日冀東輸入品採算

人絹	大連相場	諸	掛	計	天津相場	差	引
元	元	元	元	元	元	元	元
二二六〇〇	四八二六	一八二六	一七元	一八二六	一八二六	()	二二六
二〇七三	六六六	二七元	二六元	二六元	一四〇〇	()	〇元
一三二〇〇	九二五	二六元	二六元	二六元	一三〇〇〇	()	一五
紙糖							
二二二〇〇							
砂							
二二二〇〇							
卷							
二二二〇〇							

四月二十七日及六月十日現在各地相場

天 北 濟 周 高 鄭 漢	砂		糖		人 絹		絲	
	四月二十七日	六月十日	四月二十七日	六月十日	四月二十七日	六月十日	四月二十七日	六月十日
元	元	元	元	元	元	元	元	元
一六〇〇	一六〇〇	一五〇〇	一八〇〇	一八〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇
二〇〇〇	二〇〇〇	一八〇〇	一八〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇
二〇〇〇	二〇〇〇	一八〇〇	一八〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇
二〇〇〇	二〇〇〇	一八〇〇	一八〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇
二〇〇〇	二〇〇〇	一八〇〇	一八〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇

南 上	海 京	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
-----	-----	------	------	------	------	------	------

第三節 冀東沿岸輸入品南流促進運動

國民政府の取締激化に伴ひ尋常普通の輸送方法によること殆ど不可能となり、天津にて海關員を買収放行單を入手し、鐵道員に黃白を與へ、日章旗を翻せるトラックを馳驅し又は到著地官憲を懐柔する等の方法により或は又人絹絲布の如きは之に加工することにより國産品として南送し又綿布の如きは之を端切となし包装を變ふる等の方法により巧に緝私網を突破したるが、之等の方法にては到底大量には販銷し難く而も人絹織物の如きは原料絲輸入證明書を要求する場合すら生ずるに至りたり。依て斯る消極的姑息なる手段にては不振の状態の打開に左したる効果を認め得ざるに至れり。

天津貿易協會及濟南貿易協會

茲に於て積極的に日本品南送強行を企圖するの外なきを認め天津に冀東貿易業者三十餘名の團結を見、天津貿易協會組織せられ強力南送敢行を開始せられたり。之と呼應し冀東貿易品の最大需要中心地たる濟南に於ても濟南貿易協會の設立せらるゝあり、兩者提携目的遂行に當ることゝなりたり。

斯くて協會は之が資金として一袋に付五仙の會費を徴收し對外的に各種折衝工作を行ひ又金融の途を開くことに努め居れり。

利華公司の設立

その一 冀東特殊貿易の實狀

本年二月山東省へ日本品の低税輸入を認むる爲特殊貿易機關設立の議出で山東省代表李士英邦人側代表上野繁樹兩者の間に具體的折衝進められ其後冀東沿岸輸入貿易の盛行に刺戟せられ促進を要望せられたるも上野氏病臥の爲進捗を阻まれ漸く五月十七日韓主席を加へ三者懇談を爲すの運に至り六月上旬には規約大綱の脱稿を見たり。之に據らば日支經濟ブロック結成の意圖を以て魯省への日本品低税輸入を認むるの趣旨に基き山東省輸入日本貨物に對し通過税を徴收し(日本以外の外國品には輸入防遏の措置を執る)税率は冀東政府査驗費と同額とするものなりその徑路は海路より輸入せらるゝと陸路より行はるゝとを問はざるものなり而して海路の場合に於ける海關監視船は冀東貿易開始前には山東省への密輸入は對北支密輸の大半を占めたる事實に徴し之を避くる方法あるべきを以て之が存在は恐るるに足らずと考へ居りたり。

第四章 冀東政府沿岸輸入貨物査驗制度

第一節 沿岸輸入貨物査驗機關組織

冀東政府の沿岸輸入貨物の査驗事務に直接關係あるは各査驗分所にして之を統轄する政府機關として唐山總所、駐津事務所及通州財政廳あり。査驗分所は昌黎、留守營、北戴河、南大寺及秦皇島の五箇所に之を置き輸入貨物の検査徴税に當らしめ、唐山總所は各査驗所の徴收せる査驗費を取纏め又各分所より送付し來れる日報及月報の整理を爲し之等を駐津事務所に送り天津に於ては唐山總所より來れる報告書等を特務機關及通州に送致し又査驗費の管理を爲し各査驗分所に於て査驗費として受理せる小切手の取立をも行ふ。各機關を表示せば左の通りなり。

昌 黎 査 驗 分 所
留 守 營 査 驗 分 所
北 戴 河 査 驗 分 所
南 大 寺 査 驗 分 所
秦 皇 島 査 驗 分 所
通 州 政 府 — 駐 津 事 務 所 — 唐 山 査 驗 總 所 —
他 に 北 塘 監 視 所 を 設 置

第二節 冀東沿岸輸入貨物査驗所の開設

冀東沿岸輸入貨物の査驗所は早きは二月十日より事務所の開設準備に着手三月一日より徴税開始の筈なりしも實際に事務開始を見たるは左の通りなり。

北戴河查驗分所	三月一日
秦皇島同	三月九日
留守營同	三月十三日
昌 黎同	三月十五日
南大寺同	三月十六日

各查驗分所は北寧線同名各驛より一、二丁乃至數丁の附近に開設せられたり而して荷場所は何れも海濱にして各驛との關係距離は左の如し。

(驛 名)	(荷 場 所 名)	(距 離)
昌 黎	老口、大浦口	三里半(日本里程)
留 守 營	留守營	二里
北 戴 河	北戴河、南戴河、楊河	二里
南 大 寺	南大寺	半里
秦 皇 島	新開河、南里莊	二里半

各查驗分所は舊官衙民屋等等を以て之に充當し、荷場所は船舶に對する目標を備ふるに過ぎず其の他には何等の施設なく風雨による荷損多し依て最近漸く簡單なる保管倉庫設けらるゝことに決定を見たり。例へば秦皇島には三間×五〇間のもの三棟、他も之と略同様なり。

查驗分所職員は日本留學生出身支那人を主任とし其の下に日本人職員を三乃至五名宛配屬し之等職員の外に多數の

支那人雇員を使用し居れり、而して唐山總所は全部支那人なり(附屬參照)

北塘監視所設置の理由は次の通りなり。四月上旬某邦人冀東政府一部の者と連絡を執り北塘に查驗分所開設準備を爲したるも同地に於て查驗事務を開始することは停戰協定による保護を受くる能はざるを以て將來の問題發生を豫想され查驗分所非開設に決定したり。然れども右邦人は撤去を肯ぜず旁大口荷主中には往々冀東查驗費の逋脱をも企て同一人に屬する貨物の一部分を北方查驗所より正式に輸入し同時に其の大部分を北塘より密輸するが如き巧妙なる密輸頻々として行はれ居りたるを以て監視所の開設を見ることとなりたり。

第三節 冀東沿岸輸入貨物查驗方法及手續

荷主は輸入品冀東沿岸に到着直後直接又は貨物發送後郵便を以て船荷證券を冀東政府指定運送店に送付し通關陸揚運搬の依頼を爲し運送店は申告書(寫三枚を作り中一枚は運送店控とす料金三元)を作成す而して指定運送店より申告書(三通)輸入品見本及税金を查驗分所に提出し之に基き查驗分所員海岸荷揚所に赴き検査を爲し查驗費の額を決定し之が徴收を了したる後荷揚を許可し查驗費納付證たる憑單(附屬參照)を發給す更に發送驛に運搬後貨車積の際再検査を爲したる上貨車積許可證を發給するを原則とするも右は各查驗分所に於て必ずしも同一に非ず。各查驗分所に於ける特異の點は左の如し。

昌黎に於ては憑單にて貨車積を許可し指定運送店をして出庫傳單を發行し之を二聯單となし其の一半を驛員に手交せしむることにより查驗費逋脱貨物の發送を防止し居れり。

留守營及北戴河に於ては旭組運輸会社の責任保證に依り又風波強きときは荷役を不可能ならしむる事情を考慮し到

著と同時に荷揚を開始し即ち査驗費納付完了前に於ける陸揚を許可せられ居るは他には見られざる點なり尤も此の取扱は漸次他の査驗分所管下に於ても行はれむとする氣運にあり。

南大寺に於ては荷揚所に於ける検査を行はざること及貨車積に當りて貨車輸送願書を査驗分所に提出せしむることは他と異なる。

秦皇島に於ては大體原則通り行はれ居れり。

憑單は當初四聯單を使用し居りたるが六月一日より六聯單に改められたるも之が改正趣旨各分所に徹底せず而も唐山に於ける再検査は實行上の困難と各分所の面目論も出で六聯單使用は中止せられ不日再改正を見事實上四聯單に復歸の様様なり。

因に四聯單及六聯單の使用法は左の通なり。

六聯單の場合

荷主へ
荷主へ(唐山再検査用)
唐山へ
天津へ
通州へ
控

四聯單の場合

荷主へ
唐山へ
通州へ
控

第四節 査驗費率並之が徴收方法

査驗費率は特定六品目の外は現行中國海關稅の四分の一を以て之を定め金單位は二・二の換算率を以て國幣元に改めたるものなり而して一〇分の一附加税をも併徴し居りたるが五月一日以後附加税の徴收を中止したり。

若實際輸入數量にして申告書記載數量より大なる場合には申告者善意のときは該超過部分に對し普通査驗費率に依る追徴金を課し惡意と認めらるゝときは右の外二割の罰金を課徴す。

外國品に對する課税は

輸 入 税	中國現行海關輸入税の八割
罰 金	中國現行輸入關稅の二割
他に附加税	一割(後に撤廢)

を徴收するを原則とするものなるが各査驗分所に之が徹底を見ず取扱區々たり、即ち左の如く南大寺の外は各分所に於て独自の徴税法を執り居れり。

秦皇島分所	一般査驗費の外之が八割を併徴
留守營同	同
北戴河同	中國現行關稅の八割以上
昌黎同	同
南大寺同	原則通

徵税は現地に於て現銀を以て行ふべきものなるも土地柄種々の危険存するを以て銀行小切手支拂保證小切手並國際運輸及中裕洋行の小切手に依る納付を認め居れり。現銀及小切手は原則として唐山總所を経て駐津辦事所に送付せられ後者は同辦事所より取立てられ日本側二銀行及支那側一銀行に分割預金せらる。因に査驗收費は直接必要經費を控除したる殘餘は一般經費とは別途に積立を爲し居れり。

第五節 冀東沿岸輸入貨物指定運送制度

第一 冀東政府指定運送店

冀東政府は種々の事由により各査驗分所所在地に本則として各一店の運送業者を指定し之をして輸入申告並貨物の陸揚運搬を行はしめ居れり。即ち左の如し。

昌 黎	正榮洋行運輸部	齋 藤 正 美	(責任者)
留 守 營	日東貿易公司運籌部	居 留 民 團	
北 戴 河	旭組運輸公司	三 宅 富 一	
南 大 寺	同 右	同 右	
秦 皇 島	南大寺運輸公司 南大寺運輸公司秦皇島分所	佐々木、岡留、梅津、芝留、浦田の五名 同 右	

各運送店は査驗分所に對する通關手續並海岸の荷揚所より發驛までの運搬及驛に於ける貨車積を行ふ但し北戴河及留守營に於ては貨車積は居留民團の希望により指定運送店は之を行はず。之等運送店は右の外運搬中に於ける濡損紛失沒收等の危険をも負擔す。各運送店の受くる料金は各地に於ける荷揚地及發驛間の距離の不同に因り同一に非ざるが何れも人絹絲砂糖を標準とし之を決定し居れり。左に之等商品に對する各指定運送店の定むる料金を示す。

昌 黎	五五仙	
留 守 營	五〇仙	(貨車積料二仙を要す)
北 戴 河	四五仙	(同)
南 大 寺	四五—五〇仙	
秦 皇 島	五五仙	

各商品に對する南大寺運輸公司所定の料金は左の通なり
南大寺運輸公司陸揚貨物運賃規定(五月二十七日改正)

一、織 布 絲 類	百封度以下	四五仙
	百八十封度以下	五〇仙
	百三十五斤以下	四五仙
一、糖 類	百八〇斤以下	五〇仙
	但し冰糖一箱	三五仙

- 一、油 類 一箱 四〇仙以上
- 一、酒 類 一箱 五〇仙以上
- 一、清酒飲料水類 一箱 三五仙以上
- 一、染料 類 一箇 四〇仙以上
- 一、ゴム製品類 一箇 八〇仙以上

秦皇島南大寺及昌黎(正榮洋行)にては約十五仙の公司手數料を控除し殘餘の額を以て實際の運輸を他に下請せしめ居れり秦皇島には日本人組(約三〇人)及朝鮮人組(約四〇人)の兩下請組成立し居り各苦力を使用し荷役運搬を行ふ。

第二 冀東沿岸輸入貨物運搬方法

各指定運送店の使用せる運搬機關は舢舨、馬車等なり今之を各地別に示さば次の如し。

昌黎	馬車	一、一〇〇臺(六月初使用數三〇〇臺)
	サンパン	四〇隻
	ライター	四同
	曳船用發動船	一同
留守營	馬車	三〇〇臺
	サンパン	一〇〇隻
北戴河	馬車	四〇〇臺

南大寺	サンパン	一〇〇隻
	馬車	一五〇—二〇〇臺
	サンパン	八〇隻
秦皇島	馬車	七〇〇臺
	サンパン	一五〇隻

右の外各地共驢馬等駄運によるものあり

附屬

第一 關東州殘留額統計

品目	一昭和一〇年	二昭和一〇年	三昭和一〇年	四昭和一〇年	五昭和一〇年	六昭和一〇年	三、四及五月計
人絹	一九三三三	七三六一四	五九七五三	四六〇六六	五五九四九	一五一九〇	一五八五三
精糖	九九五八	五八三六一	四九〇〇六	三八三七一	三三二四四	七八七八	一九六九七
氷、角砂糖	五二六四	七九七五三	六〇八四	五四五四一	二九四八六	六二〇〇	三二四九一
綿布(生地)	二二三〇七	五五四二二	七九四〇	七五三二六	四五四一三	四九七二六	一八八〇五
同(加工)	一〇〇三四	七六八八元	七六八八五	六四三二二	四〇〇〇一	三〇三四五	一八九〇七
同(捺染)	九二六八	一九二三元	一八七九九	一六三二八	一九五四五	八九四四	四九六六二
同(雜)	減 四二九九	減 六五三三	減 一八三三	減 七二〇	EO〇一六	四五三	EO〇一六

その一 冀東特殊貿易の實狀

五五

品目	昭和一〇年三、四及五月	昭和一一年三、四及五月	昭和一一一年増減
毛織物	一七九三、三八	一三六九四、一〇	六〇一、七二
人絹織物	八六、二三元	五五、一七四	三五〇、九九
捲草紙	三、九七	一七、〇〇一	四四、八五
海産物	減 二、三二九	減 八、五三三	二五、一七四
染製品	一五、二八七	減 五、九三七	二五、一七四
護膜製料	七、三〇七	五、九三七	一四、一五五
石油類	七五、八三〇	減 一、六八一、六六	三五、五五五
雜貨類	一七〇、四三三	減 一、八〇、九三三	一、三二、一五〇
小計	減 四、一九九	減 一、八〇、九三三	一、六八、一六六
計	三〇六、五三三	減 一、八〇、九三三	一、三三、四四七

第二 昭和十年及十一年三、四及五月關東州殘留額比較表

品目	昭和一〇年三、四及五月	昭和一一年三、四及五月	昭和一一一年増減
人絹	一五五、三二一	六、三四九、二四	四五九、六一三
精糖	一、九六九、七三	五、六六六、三九五	四、八九四、三三
氷角糖	三、四八、九一	三、〇六、六一	七、七二〇
綿布(生地)	一、八九、〇五七	八、六三九、九三	減 一、〇四〇、〇四
同(加工)	一、八九、〇五七	三、三五、八四八	減 一、五五、九四一
同(捺染)	四、六、六三	三、八四、八三七	減 一、一八、三五
同(雜)	BOONK	一、三三、三五	減 一、一八、三五

第三 冀東沿海輸入貨物查驗所暫行規則

- 一、沿海各地ノ治安維持及沿海輸入貨物統制ノ目的ヲ以テ別記ノ地點ニ查驗所ヲ設立ス
- 二、唐山ニ查驗總所ヲ設ケ留守營、昌黎、北戴河、南大寺ニ各查驗分所ヲ置キ必要ニ應シテ沿海各地ニ監視員ヲ派遣ス
- 三、沿海輸入貨物ハ總テ留守營、昌黎及北戴河ノ查驗分所ノ指定シタル箇所ニ陸揚スルヲ要ス但シ四月一日以後ハ北戴河ニ陸揚ヲ禁ス
- 四、貨物ノ輸入ヲ爲ス者ハ貨物陸揚ノ際規定ノ明細書ヲ其ノ地ノ查驗分所ニ提出シテ検査ノ申告ヲ爲スヘシ
- 五、輸入貨物ニ對シ其ノ數量ニヨリテ查驗費ヲ徵收ス、其ノ徵收方法ハ其ノ地查驗分所員ノ指定ニ從フヘシ
- 六、查驗分所ハ貨物ヲ検査シ検査費ヲ徵收シタル後捺印シタル證書ヲ支給ス

品目	昭和一〇年三、四及五月	昭和一一年三、四及五月	昭和一一一年増減
毛織物	四〇〇、六二二	二、三九四、七二	減 一、六七一、一五〇
人絹織物	一、六七、六四七	八、六二、一五八	六、九四四、五一
捲草紙	三、八三五	六、八七、五三	三〇、五二
海産物	二、七、二五六	六、一四、〇四	三、五七、六八
染製品	一、四、七五	三、七〇、一一	八、一二七
護膜製料	一、三二、一五〇	八、一、三五九	減 五、〇〇、七六一
石油類	一、六八、一六六	一、三、八九一	減 一、五四、九六
雜貨類	一、三、四四七	三〇、六、五四三	減 一、二八、九四八
小計	一、七、七、〇八四	三〇、六、五四三	減 一、二八、九四八

- 七、輸入各貨物ノ査驗費率ハ別ニ之ヲ定ム
- 八、各査驗分所ハ其ノ徵收査驗費ヲ毎日製表ノ上總所ニ報告スヘシ
- 九、各査驗分所ハ其ノ査驗費徵收額ノ日表ヲ作りテ總所ニ納入報告シ總所ハ之ヲ唐山分金庫ニ移管スヘシ
- 一〇、本暫行規則ハ隨時改正スルヲ得
- 一一、本規則ハ發布ノ日ヨリ施行ス

冀東沿海輸入貨物陸揚査驗費徵收細則

- 一、本細則ハ査驗暫行規則第四條及第六條ノ規定ニ依リテ制定ス
- 二、輸入貨物ヲ積込メル船ハ査驗所指定ノ地點ニ碇泊スヘシ、其ノ指定海岸ハ暫定的ニ北戴河、留守營、南大寺及昌黎ノ四箇所トス
- 三、荷主ハ其ノ船舶海岸到着後直ニ積載貨物ノ明細書及見本ヲ査驗所ノ認可指定セル運輸公司ヲ經テ其ノ地ノ査檢分所ニ申告シ其ノ検査及納費手續ヲ代行セシムヘシ
- 四、査驗所指定ノ運輸公司ハ貨物明細書及見本ヲ受ケタル時ハ直ニ其ノ地ノ査驗分所ニ提出スルト共ニ査驗分所指定ノ箇所ニ陸揚保管シテ検査ヲ待ツヘシ、検査未了ノ貨物ハ之ヲ他所ニ輸送スルヲ得ス
- 五、申告セル貨物ハ検査完了後更ニ貨車上ニ於テ検査ヲ受ケタル後貨車ニ封印ス、未納費ノ貨物ニ對シテハ之ヲ追徵シ査驗費納入ヲ待チテ其ノ領收證ヲ運輸公司ニ支給シ其ノ輸送ヲ許可ス
- 六、貨物陸揚留置中ノ保管責任及船輸費用等ハ荷主ハ運輸公司トノ間ニ直接處理シ査驗分所ハ關係セス
- 七、貨物ノ運輸ニハ査驗所指定ノ解船馬車苦力等ヲ使用シ各自任意ニ備用スルヲ得ス

- 八、輸入貨物ニ對シテ其ノ申告ノ有無ヲ問ハス査驗所ハ隨時検査ノ權ヲ有シ荷主ハ之ヲ拒絕スルヲ得ス
- 九、未検査及未納費ノ陸揚貨物ニ對シ運輸公司ハ如何ナル事情ヲ問ハス之カ運輸ヲ行フヲ得ス
- 一〇、本細則ハ發布ノ日ヨリ施行ス

第四 冀東沿岸輸入貨物査驗所職員一覽表 (昭和一一、六、一〇現在)

唐山總所	所長	查南強
	秘書	韓湘君
	第一科長	葉洵
	第二科長	黃家淵
	第三科長	蔣蘭平
	第四科長	楊壽康
昌黎分所	主任	鄭嘉玉
	稽査	小野康善
	同	青木郁四
	同	藤原揔
	同	王庭梅
留守營分所	主任	王庭梅
	稽査	前川常夫

書トトモニ之ヲ鐵路局ニ提出スヘシ、右海關ノ查證捺印シタル運輸免狀ヲ有セサル貨物ハ鐵路局ニテ其ノ輸送ヲ拒絶ス右規則ニ關スル通關手續左ノ如シ

(一) 鐵路便ニヨリ貨物ヲ輸送セムトスル者ハ少ク共出貨一日前ニ海關總務科ニ宛テ納稅ヲ證明スル收稅單ヲ添附シ出貨申告書ヲ提出スヘシ

(二) 右申告書カ原輸入申告書ノ明細ト符合スル場合ニハ海關ハ左記ノ場所ニ於テ適宜申告ノ貨物ヲ検査ス

甲、海關検査所

乙、河北大徑路及新大路角ニ於ケル特設海關検査所

右貨物ノ検査ハ申告者ノ請求ニヨリ規定ノ手数料ヲ支拂ヒタル上申告者ノ倉庫ニ於テ便宜之ヲ施行スルコトアルヘシ

以上検査ノ結果貨物ノ原輸入貨物ト符合セル場合海關ハ便宜運輸免狀ニ查證捺印シ申告者ニ發給ス、申告者ハ鐵路出貨申込書ト共ニ之ヲ鐵路局ニ提出スヘシ

右告示ス

三、脱稅懲治令公布

第一條 脱稅者ニシテ左記ノ規定ニ該當スルモノハ死刑ニ處ス

(一) 武器ヲ所持シ密輸取締員ヲ殺害障害致死或ハ重傷ヲ負ハシメタルモノ

(二) 公然衆ヲ爲シ武器ヲ以テ捕縛ヲ拒否シタル主導者

(三) 公然衆ヲ爲シ密輸取締員ヲ脅迫セル主導者

(四) 外國人或ハ叛徒ト結託セルモノ

(五) 秘密團體ヲ組織セルモノ

(六) 脱稅額國幣五千元以上ノモノ

第二條 脱稅者ニシテ左記ノ規定ニ該當スルモノハ無期徒刑ニ處ス

(一) 武器ヲ所持シ密輸取締員ニ損傷ヲ加ヘタルモノ

(二) 公然衆ヲ爲シ武器ヲ所持シテ捕縛ノ拒否ニ助勢セルモノ

(三) 公然衆ヲ爲シ密輸取締員ニ脅威ヲ與ヘタル助勢者

(四) 脱稅額國幣一千元以上ノモノ

第三條 前記二箇條ニ抵觸スル密輸品タルコトヲ確認シナカラ之ヲ輸送販賣或ハ隱匿セルモノハ七年以上ノ有期徒刑ニ處ス

第四條 本條例ノ未遂者モ之ヲ罰ス

第五條 脱稅行爲カ本條例ノ規定セサル以前ニ屬スルモノハ刑法並海關密輸取締條例或ハ各海關ノ脱稅ニ關スル法令ニ依ツテ之ヲ處理ス

第六條 本條例規定ノ違反者ハ戒嚴區域内ニ於テハ該區域最高軍事機關之ヲ審判シ上級軍事機關ノ批准ヲ得テ執行ス其ノ他ノ區域ニ於テハ地方法院或ハ兼理司法機關之ヲ審判シ高等法院ノ批准ヲ得テ執行ス

第七條 本條例ノ有効期間ハ一箇年トス

第八條 本條例ハ公布ノ日ヨリ施行ス

四、鐵道部辦法

- (一) 稅關員ハ發送、到著驛並車内ニ於テ密輸品ヲ押收スルコトヲ得
- (二) 稅關員ハ停車場或ハ車内ニ於テ密輸品ノ検査ヲ爲スコトヲ得、但シ驛内及車内ノ秩序ヲ紊シ列車運轉時間ヲ遲延セシメサルコト
- (三) 鐵道部ハ海關ノインボイスニ因リテ貨物ノ輸送取扱ヲ爲スモノナルカ外貨ニシテイソボイスニヨリ託送サルモノアル時ハ鐵道員ハ稅關吏ニ通知シ稅關吏ハ直接荷主ト交渉シ輸送ヲ制止ス
- (四) 發著驛及途中ニ於ケル密輸品ノ抑留ハ無論稅關吏之ヲ處理ス
- (五) 右辦法ハ暫定的ニ北寧路平榆段内ノ停車場ニ適用ス

財政部辦法

- (一) 外貨ノ鐵道輸送ニ際シテハ必ス海關ノインボイスヲ必要トス
- (二) 海關ハ津浦、平漢、平綏、膠濟、京滬、隴海等ノ各鐵道沿線ノ重滬驛ニ稽查處ヲ設立ス
- (三) 海關派遣員ハ平津各驛内ノ貨物ヲ検査ス
- (四) 稅關吏ハ荷札ヲ検査シ帳簿ニ控ヘ置クヘシ
- (五) 稅關吏ハ客車内ニ服務ス
- (六) 驛ニ於テ行李ヲ検査ス
- (七) 海關ノ緝私給獎大章程ヲ鐵道員ニ通告ス
- (八) 鐵道當局ハ海關ノ請ニ應シ貨物ヲ抑留シ検査ヲ俟ツヘシ

五、輸入貨物運銷稽查暫行章程

財政部ニテハ密輸ヲ防止シ正當ノ商業保護ノ見地ヨリ國內各處運送ノ輸入貨物ニ對シ特ニ輸入貨物運銷稽查暫行章程ヲ規定シ行政院會議ヲ通過二十二日之ヲ公布セリ、右條文左ノ如シ。

第一條 財政部ハ密輸ヲ防止シ正當商業保護ノ見地ヨリ國內各處運銷ノ輸入貨物ニ對シ法令ニ依リ別ニ規定アルモノノ外本章程ノ規定ニヨリ之ヲ稽查ス、検査スヘキ貨物ノ種類ハ財政部ヨリ隨時之ヲ規定ス

第二條 商人ハ検査ヲ要スル輸入貨物ヲ沿岸汽船ニ積込ミ輸入港ヨリ各地ニ轉運販賣セムトスル者ハ海關ヨリ輸入

稅納付證明書並運銷護照ヲ受クヘシ

第三條 商人ハ検査ヲ要スル輸入貨物ヲ汽車ニ積込ミ各地ニ運送セムトスル者ハ海關ヨリ輸入稅納付證明書並運銷護照ヲ受クヘシ

第四條 運銷護照ハ貨物到着指定地ニ於テ商人ヨリ同業公會或ハ商會ニ提出保存スヘシ

第五條 當該地同業公會或ハ商會ハ右運銷護照受領後帳簿ヲ作成シ貨物ノ名稱、數量、輸送徑路到着期日、護照番號、積出期日及取扱商人ノ姓名住所等ヲ詳細ニ登記スヘシ

第六條 同業公會或ハ商會登記ノ貨物ハ他地方ヘ轉送スル場合商人ハ該同業公會又ハ商會ニ呈報シ原登記ノ名稱數量ト相符合スルカ否カヲ検査ノ後分銷護照ヲ受ケ運搬スヘシ

第七條 前項運銷及分銷護照ノ有効期間ハ海關或ハ同業公會商會發給ノ日ヨリ運送距離ニヨリ規定ス、運銷護照使用済ノ後ハ同業公會或ハ商會ニ保存シ毎月海關ヘ返送シ分銷護照ハ滿期後三日以内ニ發給同業公會或ハ商會ニ返濟スヘシ

第八條 運銷、分銷護照ヲ受クヘキ貨物ハ轉運ノ際沿道ノ軍警ノ検査ヲ受ケ護照ナキ場合ハ抑留シ附近ノ海關ニ通知シテ規定ニヨリ處理ス

第九條 本章程所載ノ運銷及分銷護照ノ様式ハ財政部ヨリ之ヲ規定ス

第十條 本章程所定ノ輸入貨物ヲ取扱小商號、工廠及轉運公司ハ財政部指定機關ニ登記許可ヲ受クヘシ、許可辦法ハ別ニ定ム

第十一條 本章程所定ノ輸入貨物取扱ノ商號工廠轉運公司ハ其ノ貨物ノ輸入地、販賣高、在荷、輸送狀況ヲ詳細ニ帳簿ニ記入スヘシ

第十二條 同業公會商號工廠及轉運公司備付ノ帳簿ハ海關或ハ財政部指定機關ヨリ隨時之ヲ検査ス

第十三條 商人ニシテ第四條、第六條ノ規定ニ違反スル者ハ其ノ情狀ノ輕重ニヨリ運送貨ノ二割以下ノ罰金ヲ課ス

第十四條 商人ニシテ第十條ノ規定ニ違反シタ者ハ二百元以上五千元以下ノ罰金ヲ課ス

第十五條 商人ニシテ第十一條ノ規定ニ違反シ帳簿ヲ作ラス登記セス又虚偽ノ登記ヲ爲シタル者ハ百元以上三千元以下ノ罰金ヲ課ス

第十六條 沿岸航路汽船、民船、自動車、汽車ニシテ護照ナキ貨物ヲ運輸シタル者ハ左ノ處罰ヲ爲ス

一、商人ハ營業許可ヲ取消シ營業ヲ停止セシム

二、官營ノモノハ積込地ノ責任者ヲ處罰ス

第十七條 同業公會或ハ商會ニシテ脱稅密輸品ヲ發見シ抑留シタル場合ハ本章程規定罰金ノ四割ヲ賞金トシテ支給シ又本章程、第四、第六、第十、第十一ノ各條項違反者ヲ海關或ハ財政部指定ノ検査機關ニ密告シタル場合ハ罰

金餘額ヲ支給ス

第十八條 本章程ノ規定ニヨラス密輸貨物ヲ沒收シタル場合ハ海關緝私條例ニヨリ處理ス

第十九條 本章程ニヨリ處罰ヲ行フ場合ハ海關或ハ財政部指定ノ検査機關之ヲ辦理ス

第二十條 本章程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

六、密輸防止辦法施行細則七項

行政院ヲ通過シタル鐵路密輸防止辦法及施行細則七項ノ辦法ハ左ノ通ナリ

一、海關ハ各鐵路沿線重要驛ニ稽查處ヲ設立スヘシ

二、海關員ハ各鐵路重要驛並列車中ニ於テ密輸査緝ヲ行フヲ得

三、海關員ノ必要ト認ムル際ハ各驛ニ於テ旅客ノ手荷物ヲ検査スルヲ得

四、海關員ハ停車場或ハ列車中ニ於テ密輸検査ノ職務執行ノ際ト雖驛内及貨物ノ秩序ヲ妨害シ列車時刻ヲ延誤セシムルコトヲ得ス

五、鐵路ハ海關ニ税金完納證ニ依リ貨物ヲ運輸スヘク右證明書ナキ貨物カ停車場ニ到着シタル場合驛員ハ驛駐在海關員ニ通報シ海關員直接之ヲ處理スヘシ

六、密輸品ノ抑留ニ關シテハ積込驛運輸途中或ハ到着驛タルヲ問ハス海關ハ負責辦理シ鐵路局側ハ之ニ協助スヘシ

七、海關員ハ密輸取締ノ爲日夜停車場ニ駐在事務ヲ執ルヘシ施行細則内容ハ路運密輸防止辦法ノ詳細手續ニヨル

第六 冀東政府査驗申告書及憑單

填發憑單務須注意不得錯誤倘損失一張罰洋五百元		第六聯由填發憑單之查驗分所存查
山字第 號		
填發憑單務須注意不得錯誤倘損失一張罰洋五百元		第五聯連同第四聯逕送轉送特別會計存查
山字第 號		
		第四聯由查驗分所逕繳查核

その二 北支向特殊貿易品の最近大連に於ける状況

凡 例

- 一、統計は日本大蔵省は八月分迄滿洲國財政部及滿鐵埠頭は七月分迄集計し居れるも爾後の分は未了に付僅に業者の推定に依るの外なし。
- 二、大連輸入額は滿洲圓、日本輸出額は日本圓とす。
- 三、日本に於ける關東州向輸出は嚴密には關東州殘留額に相當すべきものなるも實際には大連總輸入を意味する場合あり又北支向のものを含むことあるべく而も亦價格標準の相違等も存すべきを以て兩者の比較は之に大なる價値を認め難し。
- 四、對北支特殊貿易は六月迄は増加し來り同月下旬より減退せるものなるを以て七月を中心として考察せり。
- 五、本稿は(一)北支向特殊貿易品の大連輸入狀況(二)北支向特殊貿易品の大連在庫高及(三)北支向特殊貿易品の大連相場變動に付記述を試みたり。(昭和十一年九月)

第一章 北支向特殊貿易品の 大連輸入状況

大連輸入品中對北支再輸出に依存する割合小なるものに就ては大連輸入額の消長と對北支再輸出額の増減との間に聯關性を認めらるべきものに非ず、人絹絲は殆ど全部北支向再輸出せらるるものなるも、人絹織物は州内消費及滿洲

その二 北支向特殊貿易品の最近大連に於ける状況

國輸入も相當あり、綿糸は殆ど對北支再輸出なく、綿織物は人絹織物と同様の販鎖狀況に在り、砂糖煙草紙は大部分北支へ再輸出せられ其の他の品目に在りては對北支再輸出の占むる割合小なり。

以下に於て主要品目に付其の輸入額關東州殘留額及大連相場を檢討し歸納せらるゝは對北支大宗輸出品たる人絹絲砂糖煙草紙の三品は本年上半期各月に比較するときは趨勢蔽ひ難きものあるも昨年に比せば同日の談に非ざる躍進振を示せり、茲に留意すべきは七月には概して不需用期にありたることなり。

最近特に八月下旬より冀察政權の南京政府稅徵收の情報に好感、需要期來接近の好材料をも織込み荷動き盛となり業者は漸く好轉を豫想し居れるやに觀取せらる。

人造絹絲

大連に於ける人絹絲の輸入は本年七月に於ては四六萬圓と六月の九一萬圓に比し半減、一―五月の二、三百萬圓見當に比せば約 $\frac{1}{2}$ 乃至 $\frac{1}{3}$ に減少せりと雖昨年七月の三四萬圓に比せば本年七月は尙約四割の増加を示せり。

人絹絲は殆ど全部對北支再輸出せらるゝを以て關東州殘留額に於ても本年七月に於ては四六萬圓六月は九一萬圓と大連總輸入と同額なり。

他方日本に於ける關東州向輸出は本年五月以降は同一―四月に比し $\frac{1}{2}$ 乃至 $\frac{1}{3}$ に減少せるも本年六、七及八月は夫々昨年同月に比し二倍及四倍強の増加を示せり、本年上半期冀東貿易の盛時に比せば激減の跡歴然たるものありと雖昨年よりは増進著し。

砂糖

砂糖(精糖)の大連輸入は本年六月三二五萬圓同七月二〇四萬圓と減少し本年五月の五〇七萬圓には比すべくも非ざ

れども本年初頭二、三月頃の數字に略匹敵するものなり。

關東州殘留額は本年六月二六二萬圓、同七月一六四萬圓と大連總輸入とは約四、五〇萬圓の開を以て總輸入と同一傾向を辿れり而して昨年に比せば依然六月は約三二倍、七月は一三三倍の増加を示せり。

日本側關東州向輸出統計は本年五月の二九五萬圓を最とし、六月は一七七萬圓、七月は四二萬圓八月は二二萬圓と激減せるも昨年に對し六月は約十倍、七月は約三倍の輸出を維持せるも八月は僅に六割を占むる状態にあり。

煙草紙

煙草紙大連輸入は左表の如く七月には激減せるも八月より恢復し九月に入りては増勢を認めらる、尙本年七月は昨年七月の六萬二千圓に比し約半減せり。

(日本洋紙調)

(財政部統計)

昭和十一年	一月	一三三三箱	一四四千圓
	二月	四〇九箱	一一〇同
	三月	一七五箱	六六同
	四月	六七六箱	一三四同
	五月	一、三〇八箱	一四三同
	六月	四六五箱	一四七同
	七月	一〇〇箱	二八同
	八月	二五三箱	

その二 北支向特殊貿易品の最近大連に於ける狀況

九月

三五〇箱(見込數)

關東州殘留額も本年五月の三九萬圓、同六月の七四萬圓及同七月の一〇萬圓と激減の跡を認められ、之を昨年各月即ち五月の一七萬圓、同六月の四萬圓及同七月の一六萬圓に比せば五及六月は激増七月は約三割減なり。

綿織物

綿織物中生地は殆ど變化なし、加工物は本年七月に於ては一一五萬圓と五月の二二七萬圓に比し半減、六月の一七〇萬圓に比し約四割減少せり、捺染綿織物は七月に於ては三八萬圓と五月の六八萬圓に比し約半減、六月の五九萬圓に比し約三割減少せり。

雜綿織物は七月に於ては八萬圓にて五月の一三萬圓に比し約四割減六月の一〇萬圓に比し約二割減少せり。

本年七月は昨年同月に比し夫々大體生地綿布は五割、加工綿布は二倍、捺染綿布は五倍、雜綿布は四割の増加を示せり。

關東州殘留額に於ては生地物は七月に於ては三七萬圓と五月の五一萬圓に比し約三割減、六月の六一萬圓に比し亦約三割減なり。

加工物は七月に於ては八〇萬圓と五月の一七四萬圓に比し約半減、六月の一三五萬圓に比し約四割減なり、捺染物は七月に於ては三四萬圓と五月の六〇萬圓に比し約半減、六月の五四萬圓に比し約四割減にして加工物と同一傾向にあり、雜綿織物は七月に於ては三萬圓にて五月の七萬圓に比し約半減し六月の二萬圓に對し五割増なり。

之を昨年各月に比較するときは生地綿布は本年五、六及七月は夫々約二五、二〇及四〇%の増加を示し、加工綿布は五月は一三〇萬圓を増加し十四倍となり、六月は一一〇萬圓を増加し六倍に達し、七月は六〇萬圓を増加し約四倍

となりたり、捺染綿布は五月には四五萬圓を増加し五倍となり、六月には四五萬圓の増加を見六倍に上り、七月には二八萬圓増加し七倍となりたり、雜綿布は金額小にして月に依り不規則なる變化あるも通算するときは略昨年と同様なり。

日本側より見たる關東州向綿織物輸出は生地に於ては本年五月四九萬圓、六月二六萬圓、七及八月は共に二八萬圓にて六月よりは五月に比し半減し、一方昨年同期に比するも六、七月は略昨年と同額、八月は昨年よりも半減せり晒綿布に於ては本年五月は八萬圓、六月は四〇萬圓、七月は三二萬圓、八月は二三萬圓にて半減乃至三分の一となり他方昨年各月に對し五月は六倍、六月も六倍、七月は五倍、八月は四倍の増加を示せり、其の他綿織物は五月一四九萬圓、六月九六萬圓、七月九九萬圓、八月一三一萬圓にして六、七月は五月に比し約五割減八月は五月に略同額なり、昨年各月に比しては五月は三倍、六月は五倍、七及八月は三倍の増加なり。

人絹織物

人絹織物は本年七月は一九七萬圓にて五月の四二七萬圓及六月の三七八萬圓に比し約半に減少せり、而して昨年七月の七七萬圓に比せば約二倍半の増加を示せり。

關東州殘留額に於ては本年七月の一三八萬圓は五月の四二一萬圓に比し約半減、六月の三五二萬圓に比し四割減少したり。之を昨年各月に比較するときは五月は四〇〇萬圓の増加にて一躍一二倍に上り、六月は三〇〇萬圓増にて約一〇倍の増加又七月は六〇萬圓の増加にて約二倍に達したり。

人絹織物の日本に於ける關東州向輸出は五月二六二萬圓、六月一六三萬圓、七月一四八萬圓、八月一七九萬圓にして、七月は五月に比し半減、六月に比し一割減なり、又八月は五月には及ばざるも六月よりは著しく増加せり。昨

年に比較せば五月は二〇〇萬圓の増加にて約四倍、六月は一二〇萬圓の増加にて同じく約四倍、七月は八〇萬圓の増加にて二倍強、八月は約九〇萬圓の増加にて二倍の増加を示せり。

毛織物

本年五、六月大連毛織物輸入は約八〇萬圓にて七月は一三三萬圓と約五割の増加を來せり、之は昨年同月に比し何れも二倍以上の激増なり關東州殘留額は本年五月七二萬圓、六月六七萬圓及七月七一萬圓と殆ど變化なし、之を昨年度に比較するも五、六及七月合計に於ては略同様なり。

毛織物の關東州向輸出統計は本年五月九六萬圓、六月九六萬圓、七月一四八萬圓、八月一九〇萬圓と七、八月に入り却て増加し昨年各月に比し何れも約二倍の増加なり。

洋紙

北支へ再輸出せらるる洋紙は其の種類を選ばざるを以て今其の數額を見るに左の如し。

昭和十一年	一月	八、三六一箇(五百封度)
	二月	一五、九一四同
	三月	一五、九三五同
	四月	一一、三一九同
	五月	一一、三六三同
	六月	一一、一四六同
	七月	一一、五四八同

八月

一一、二八箇 (日本洋紙調)

洋紙に就ては北支向輸出は大連輸入の一部分に過ぎざるを以て北支向輸出の増減に因り輸入統計上に顯現する程度の變化影響を認め難し。大連經由北支向洋紙輸出は本年に入りては毎月二千箇に上り九月に入りては更に増加の趨勢にあり。

爾餘の品目に就きては著しき變化を認めらるるものなし。

北支向輸出主要品目大連輸入額

品目	昭和十一年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月
人絹	一一	一、三三三	七、四一四	五、九七三	四、六三六	五、九三三	一、五九二	三、四九八	二、五三六	一、四五一〇
精糖	一〇	二、七〇五	二、〇二八	一、二八二	二、六〇二	三、八〇三	九、二六六	四、八九三	—	—
氷角砂糖	一一	五、五三九	八、六四六	七、八四二	六、五四一	五、九七三	四、七三三	二、六七三	—	—
綿布(生地)	一一	一、七〇一	二、四三三	二、一〇九	三、四三九	五、〇七三	三、五二四	二、〇九〇	—	—
同(加工)	一〇	六、三六〇	九、一一九	六、七四九	六、三二九	二、六八八	六、一七三	六、七〇四	一、三四一	—
同(捺染)	一一	一、一八四	八、三六三	一、三二七	二、〇九七	二、一九四	二、四七八	五、三九二	—	—
同	一一	四、五八七	九、八八六	一、三二五	一、六〇六	一、二六四	一、〇七八	六、〇八四	八、八五九	八、六〇六
同	一一	六、三七九	一、〇〇三	八、九四七	一、七四一	一、〇七一	一、〇〇一	九、〇九八	—	—
同	一一	三、八二六	一、〇九八	一、五五〇	一、三八三	九、九四〇	五、四八四	六、七九三	八、四八四	八、九五四
同	一〇	一、〇一八	一、八五四	一、六九〇	二、三四九	二、七二五	一、七〇一	一、五二七	—	—
同	一〇	一、〇〇五	二、五七九	三、六九五	三、四五六	三、六三三	二、七五八	八、五四〇	一、七二五	一、三〇四
同	一一	二、四三三	二、五九〇	二、四九一	三、九一五	六、七八七	五、六五〇	三、二五三	—	—

その二 北支向特殊貿易品の最近大連に於ける状況

品目	昭和10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
綿布(雜)	七六四五	八二四五	一八一七	一四九七	一四九七	一四九七	一四九七	一四九七	一四九七	一四九七	一四九七	一四九七
毛織物	五五八九〇	一三三三三	一五五七〇	一三三三三	一三三三三	一三三三三	一三三三三	一三三三三	一三三三三	一三三三三	一三三三三	一三三三三
人絹織物	四七九八〇	九六六一七	一〇〇〇一四	九五四九	八四五一	八四五一	八四五一	八四五一	八四五一	八四五一	八四五一	八四五一
捲草紙	七〇七六九	一三六二一四	一八四六一九	一四三〇三五	八七七八四	六二一三三	七六六六六	七六六六六	七六六六六	七六六六六	七六六六六	七六六六六
海産物	一四三六四四	二七六七七一	二八八〇六三	三九一二五	四三三九九五	三七八三四〇	一六九九四三	一六九九四三	一六九九四三	一六九九四三	一六九九四三	一六九九四三
染料	四四七六五四	一〇三三四	六六五五六	一三四二元	一四三二六	一四七五八	二八〇六〇	二八〇六〇	二八〇六〇	二八〇六〇	二八〇六〇	二八〇六〇
護膜製	四四七六五四	三二二九三	三七七六六	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三
石油類	四九八七九	五四五八一	五〇五五六	五七七六九	七七一七四	五八七八四	五七二〇九	五七二〇九	五七二〇九	五七二〇九	五七二〇九	五七二〇九
雜貨類	一九六六七	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三

北支向輸出主要品目別關東州殘留額

品目	昭和10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
人絹	一九三三三	七三四一三	五八七七三	四五六〇六	五九九四九	一五一九〇	三四一七六	三五二〇九	二四〇九五	二四〇九五	二四〇九五	二四〇九五
精糖	二二七〇八七	一七八〇九三	二八〇二四六	三二八〇七五	九二二六五	四五六三三	二六七九四	二六七九四	二六七九四	二六七九四	二六七九四	二六七九四
氷角砂糖	九九五〇八	五八三六一	四九〇〇六	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三
綿布(生地)	一四七二六五	一九七四一〇	一八〇六八二	二九二六三	四五九九四	二六二二三	一六四四六	一六四四六	一六四四六	一六四四六	一六四四六	一六四四六
同(加工)	一〇三三四	七六八八三	七六一八五	六四三二二	四四〇六一	三〇三四五	二二六五七	二二六五七	二二六五七	二二六五七	二二六五七	二二六五七
同(染捺)	六二六一九	一一七九〇〇	一〇四二六六	一五四〇七	一七四〇六	一四八五七	八四七四	八四七四	八四七四	八四七四	八四七四	八四七四
同(雜)	七三五六六	一〇四〇七	一八七九九	一五九二八	一三九五五	八九四五四	五二四八九	五二四八九	五二四八九	五二四八九	五二四八九	五二四八九
毛織物	二八二六七	一六五三三	一九七八四	一八三三三	七二〇三	四〇〇六	一八〇六九	一八〇六九	一八〇六九	一八〇六九	一八〇六九	一八〇六九
人絹織物	四〇〇二七	一三二八八二	一七九三二八	一三九九四一〇	八三〇七三	六〇一三七	五三九七三	五三九七三	五三九七三	五三九七三	五三九七三	五三九七三

その二 北支向特殊貿易品の最近大連に於ける状況

昭和十一年 四月 二八隻
 昭和十一年 五月 三一隻
 昭和十一年 六月 一三隻
 昭和十一年 七月 一二隻
 昭和十一年 八月 七隻
 昭和十一年 九月 一一隻

の如くにして、六月以降は四、五月の約半數を維持し居れり。

入船埠頭民船出入總數

(關東海務局調)

昭和十一年	入	出
四月	二八七隻	二二五隻
五月	三七七隻	七七同
六月	四八八同	四二五同
七月	七四八同	六九二同
八月	六九二同	七三一同
九月	五〇八同	五三七同
十月	五一八同	五六四同
十一月	六八二同	七〇四同
十二月	五七四同	五七五同

冀東向汽船出港狀況

出港月日	船名	總噸數	仕向地	貨物數量
七月二日	三島丸	七二	北戴河	三八肝
同日	甲東丸	一五三	秦皇島	五二
同日	東平丸	五七六	北戴河	一六六
同日	日東丸	四七一	北戴河	三九〇
同日	甲東丸	一五三	北戴河	九四
同日	日東丸	四七一	北戴河	三五〇
同日	一七	一五三	北戴河	二四
同日	白杵丸	一七四	北戴河	三一〇
同日	榮福丸	七四	北戴河	六三
同日	東平號	五七六	北戴河	三〇四
同日	同	五七六	北戴河	三二六
同日	同	四七一	北戴河	一五〇
八月計	一二隻	三、九二〇		二、二六七
同日	白杵丸	一七四	北戴河	五一
同日	東平丸	四七一	北戴河	二五〇
同日	日東丸	一七四	北戴河	八〇
同日	白杵丸	一七四	北戴河	五五
同日	榮福丸	七四	北戴河	五五

その二 北支向特殊貿易品の最近大連に於ける狀況

八月	二二日	東平	五七六	北	戴	河	一三四
同	二九日	東	四七一	同			三五〇
同	三一日	榮福	七四	昌		黎	六二
計			二、〇一四				九八二
九月	三日	東平	五七六	北	戴	河	二一〇
同	五日	東	四七一	同			三五〇
同	八日	甲	一五三	昌		黎	一七〇
同	十一日	日	四七一	北	戴	河	三五〇
同	十四日	榮福	七四	甜	水	河	六八
同	十六日	香	四八六	昌		黎	二七一
同	十八日	日	四七一	北	戴	河	三六〇
同	二十日	東平	五七六	同			三六四
同	二十二日	日	四七一	同			三七〇
同	二十五日	香	四八六	昌		黎	五四
同	二十七日	榮福	七四	秦	皇	島	五二
計			四、三〇九				二、六一九

第二章 北支向特殊貿易品の大連在庫高

在庫高の調査は各倉庫に就き調査するの外なきが満鐵埠頭倉庫には價額の集計なきを以て噸數に依り、又市内各倉庫に於ては在庫調の數量單位は包裝荷姿噸數等區々なるを以て價額に依る。

人絹絲在庫高は左記の如く六月の二六二萬封度を最とし、五月末迄は一五〇萬封度見當、七、八月は一七五萬封度程度、九月は十九日現在にては一四五萬封度なり、此の中伊太利絲は六月迄は漸減し七月には二〇〇萬封度にして同月には約六〇萬封度増加し八月には四七萬封度に減少し九月十九日現在にては三五萬九千封度と再輸出に依る減少あり、因に本年七月大連輸入中伊太利人絹絲の數量は僅に三、四六〇斤なり蓋し上海經由其の他の方法に依り大連輸入貨物検査簡易なるに乗じ伊太利産なることを隠蔽輸入せらるゝに由るものなるべし。

而して大連に於ける伊太利人造絹絲輸入者は獨逸系百福洋行の他外人系二、三店を主とし支那人の取扱多少あり。伊太利品は品質劣り大連にては十圓見當低價なるも支那に於ては五圓位の閑となり採算上伊太利絲を有利とするものなり。

月末人絹絲在庫調査 (單位封度)

月	別	日	本	絲	伊	太	利	絲	合	計
昭和十一年	一	月		壹、八五〇				一、〇七〇		一、一七〇
同	二	月		一、一五〇				一、三〇〇		一、五〇〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同
三	四	五	六	七	八	九月(十九日)	同	同
月	月	月	月	月	月	月	月	月
110150	4550	5550	113100	63600	1180600	109450	156100	148850
1350100	127800	127800	1097000	74000	359400	1355850	1355850	1355850

一方大連輸入は本年六月九一萬圓、七月四六萬圓と七月には前月に比し半減し又日本に於ける關東州向輸出は五月六八萬圓、六月二七萬圓、七月六〇萬圓と既に六、七月頃より輸入激減せるを以て九月に於ける在荷の減少は最近の荷動に依る所大なるべし。

砂糖は市内倉庫にては五月の二七萬圓より六月には九二萬圓、七月には一三七萬圓と増加し、八月には一二九萬圓九月には一〇三萬圓と減少を來せり、之を昨年五月三〇萬圓、六月三六萬圓、七月三四萬圓及八月三二萬圓、九月二二萬圓に比せば六月以降は約三乃至五倍の増加なり、埠頭倉庫は五月の一五千噸より六月は二四千噸と増加し七月には二三千噸、八月には一八千噸、九月には一二千噸と漸減傾向にあり之を昨年五月三千噸、六月三千噸、七月三千噸、八月二千噸及九月千五百噸に比せば約五乃至九倍の増加なり。

煙草紙は滿洲國へ輸入せらるゝものゝ外は全部北支向輸出せらるゝものにして大連に於けるストックは殆ど之を見ることがなし。

其の他には特に著しき變化を認め難し。

大連全倉庫在庫高(昭和十年各月末現在)

(大連各倉庫欄の綿絲は綿布を
含む 同欄其他織物は毛織物)

倉	庫	石油類	砂	糖	食料品	綿	絲	布	其他織物	紙	類	藥品及
昭和一〇年	一月末	大連各	一四三六〇	八五二四六	二六七九	二〇六九八	五二六	七三六〇	一八七四五	一八七四五	一八七四五	一八七四五
	二月末	大連各	一四三六〇	四九四六七	一六五七	一七六	五六二	六六二	一三六六	一三六六	一三六六	一三六六
	三月末	大連各	一四三六〇	六〇一一	一九二五〇	二二六三六	五五二	八七〇七	八〇一九九	八〇一九九	八〇一九九	八〇一九九
	四月末	大連各	一四三六〇	五九二一	一七九〇	二九七三	五五二	九七九	一四四六	一四四六	一四四六	一四四六
	五月末	大連各	一四三六〇	一六二九七	三八六六八	二二七三〇	五六二	九五〇三	一〇五二〇	一〇五二〇	一〇五二〇	一〇五二〇
	六月末	大連各	一四三六〇	一五三二一	一五三六八	二二六八	五六二	九五〇三	九五〇三	九五〇三	九五〇三	九五〇三
	七月末	大連各	一四三六〇	一五三二一	一五三六八	二二六八	五六二	九五〇三	九五〇三	九五〇三	九五〇三	九五〇三
	八月末	大連各	一四三六〇	一五三二一	一五三六八	二二六八	五六二	九五〇三	九五〇三	九五〇三	九五〇三	九五〇三

第三章 北支向特殊貿易品の 大連相場變動

人絹絲は本年五月には天橋牌五八圓と底をつきたるも六月六〇・二五圓、七月六五圓、八月六六・二五圓と次第に引戻し、九月は六四圓又は六三圓と弱含なり、之は本年四、五月に於ける相場に同事なり。
 砂糖は七月末には底値を示現せるも八月に入りては持直し最近二箇月即ち八及九月は九月末の低落の外は變らずにて七圓乃至七圓五十錢(銘柄により相違)と五月に比し約七十錢乃至一圓方下落せり。尤も實取引は右よりも約四十錢下値に依れるもの如し。

煙草紙は昨年末以降一箱五〇卷入一二五圓見當を維持し來り變動なし蓋し七月には特殊貿易最も悲觀せられ天津に於けるストックの増加等の壓迫を感じたるが其の後次第に悪材料の消えたるに依るものなるべし。其の他綿絲布、人絹織物、毛織物等の相場は北支輸出が之を左右するが如き重要な材料に非れば之に依り直に北支輸出増減の影響を論じ難し。左に何等參考迄に大連株式商品取引所に於ける相場等を録し置けり。

綿絲定期取引相場 (福助當限)

昭和十一年一月	一九〇・〇〇
同 二月	一九〇・〇〇
同 三月	一九〇・〇〇
同 四月	一九七・〇〇
同 五月	一九二・二〇

同 六月	二〇五・〇〇
同 七月	二一六・〇〇
同 八月	二〇七・〇〇

綿布延取引相場 (鶏籠粗布)

昭和十一年一月	八・一〇
同 二月	八・一〇
同 三月	八・一〇
同 四月	八・一〇
同 五月	八・一〇
同 六月	八・〇〇
同 七月	八・一〇
同 八月	出來不申
同 九月	出來不申

綿布現物相場

昭和十年一月 (金剛山)	上旬	八・二〇	中旬	八・二〇	下旬	八・一〇
同 二月 (同)	八・二〇	八・一〇	八・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	
同 三月 (同)	八・〇〇	八・〇〇	八・一〇	八・一〇	八・一〇	

關東州を中心とする對北支戎克貿易の現状附録

その二 北支向特殊貿易品の最近大連に於ける状況

七	八	九	一〇	一一	一
月	月	月	月	月	月
二九五	二二〇	二七六	一八九五	三〇〇	八六九
一八四〇三	四九六二	三七五四	五〇四五	三九〇七	二〇六三
四三七	一五九三	八四六二	二二三	八四五	二五四

昭和十二年三月一日印刷
昭和十二年三月五日發行

著 作 人 大連市伏見町一四番地 中 島 宗 一

發 行 人 大連市臺山屯三七〇號 押 川 一 郎

印 刷 人 大連市東公園町三一番地 吾 妻 力 松

印 刷 所 大連市東公園町三一番地 滿 洲 日 日 新 聞 社

發 行 所 南 滿 洲 鐵 道 株 式 會 社

中華民國二十二年三月五日發行
中華民國二十二年三月一日印刷

南滿洲鐵道株式會社

大連市東區大連街三〇號

大連市東區大連街三〇號

大連市東區大連街三〇號

大連市東區大連街三〇號

